

2024

JAふくおか嘉穂のご案内

REPORT 2024 ディスクロージャー誌

目 次

I.ごあいさつ	1	VII.直近の2事業年度に おける財産の状況に関する事項	28
II.組合の沿革・歩み	2	1.決算の状況	28
III.経営方針	2	◆貸借対照表	28
1.経営理念	2	◆損益計算書	29
2.経営方針	2	◆注記表	30
IV.概況及び組織に関する事項	5	◆剰余金計算書	50
1.業務の運営の組織	5	2.財務諸表の正確性等に係る確認	51
◆組織機構図	5	3.会計監査人の監査	51
◆組合員数及びその増減	5	4.最近の5事業年度の主要な経営指標	52
◆出資口数及びその増減	5	5.利益総括表	53
◆組合員組織の概況	6	6.資金運用収支の内訳	54
◆地区一覧	7	7.受取・支払利息の増減額	54
◆職員数	7	8.自己資本の充実の状況	55
2.理事及び監事の氏名及び役職名	8	VIII.直近2事業年度における事業の実績	67
◆役員一覧	8	1.信用事業	67
3.会計監査人の名称	8	◆貯金に関する指標	67
4.事業所の名称及び所在地	8	◆貸出金に関する指標	67
◆店舗一覧	8	◆為替	71
V.主要な業務の内容	9	◆有価証券に関する指標	71
1.全般的な概況	9	◆有価証券の時価情報等	72
〔取組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕		2.共済事業	73
2.各事業の概況〔活動・実績〕	9	3.農業・生活関連事業	75
◆信用事業	9		
◆共済事業	13		
◆農業・生活関連事業	13		
VI.事業活動に関する事項	16	IX.直近2事業年度における事業の状況を示す指標	78
1.農業振興活動	16	1.利益率	78
2.地域貢献情報	17	2.貯貸率・貯証率	78
3.情報提供活動	17	3.担当職員一人当たり取扱高	78
4.リスク管理の状況	18	4.一店舗当たり取扱高	78
◆リスク管理体制	18		
◆法令遵守体制	20		
◆金融ADR制度への対応	24		
◆金融商品の勧誘方針	25		
◆個人情報の取扱い方針	25		
◆内部監査体制	27		
5.自己資本の状況	27		
◆自己資本比率の状況	27		
◆経営の健全性の確保と自己資本の充実	27		

I.ごあいさつ

昨年、新型コロナウイルス感染症が2類より5類に引き下げられ、徐々に以前のような活気ある人の流れが戻ってまいりました。

この間の閉塞感ある社会や生活が及ぼした影響は計り知れぬものがあり、こんなにも世界を一変させる事変が起こりうることをあらためて認識させられ、人類が長年築いてきた高度な文明さえも、たゆまぬ努力無くしては持続していくことが難しいと、ことさらながら思い知らされました。

このことは、国内農業を振り返っても同じことがいえ、いにしえの時代から連綿と続けられた、その時々苦勞の積み重ねにより現在につながっていることに思いをはせる次第です。

今年の通常国会において25年ぶりに農業の憲法といわれます「食料・農業・農村基本法」の改正が上程されました。その中におきまして、わが国の食糧安全保障や適正な農畜産物価格の在り方が議論され、今後の基本計画の策定において現実的な政策が明確になることを期待するところであります。

いずれにしましても、地政学的な紛争やナショナリズムな資源の囲い込み、為替リスク等、農業生産者の努力だけでは吸収不可能な事変が次々と沸き起こっております。

農業は国の基本、食料は国民の力、この不変の考えを基に我が国の農業共々、嘉・飯・桂地区管内農業の将来を思い描いていくことが大事であると思います。

話は変わりますが、一昨年オープンしました「カホテラス」及びファーマーズマーケット「かほ兵衛の台所」は、この地域のランドマークとして県内外へ徐々に認知度を上げているところでございます。

多くの方々が来場され地元農畜産物をアピールし、新鮮なままお買い物いただいておりますので、もっともこの地域を盛り上げるためにも組合員・生産者の更なる出荷をお願いいたします。

今、JA経営をめぐる環境は非常に厳しいものがございますが、このような時こそ農家組合員と共に一緒に汗をかい、必要で頼りにされるJAの実現へ役職員一体となり頑張る所存であります。

組合員の皆様におかれましては、日頃よりJA事業へのご理解・ご協力に対し大変感謝申し上げますと共に、これからもより一層福岡嘉穂農業協同組合を盛り立てていただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、あらためまして組合員の皆様のご多幸をご祈念申し上げご挨拶とさせていただきます。



代表理事組合長
笹尾 宏俊

令和6年7月

代表理事組合長 笹尾 宏俊

Ⅱ.組合の沿革・歩み

平成 9年 4月 福岡県の中央部に位置する筑豊地区の2市8町を地域とする、嘉穂町、山田市信用、筑穂町、嘉穂、飯塚市の5JAが合併し、福岡嘉穂農業協同組合として発足しました。

平成10年 5月 総合営農センター設立

平成11年 3月 庄内支所新装オープン

平成11年 3月 筑豊地区電算センター設立

平成11年 5月 額田支所新装オープン

平成13年 6月 飯塚ふれあい市新装オープン

平成13年11月 大豆センター稼働

平成14年 6月 ふれあい市穂波店移転新築オープン

平成15年11月 本所グリーンセンターオープン

平成15年11月 本所パッケージセンター新築稼働

平成16年 2月 全農県域農家戸配送事業稼働

平成16年 5月 信用事業新システムJASTEMシステム稼働

平成18年 3月 市町合併により新たな飯塚市・嘉麻市が誕生し、管内2市8町から2市1町へ

平成19年 3月 出張所統廃合により10支所による営業体制へ

平成19年 7月 筑穂支所新築オープン

平成19年 7月 野菜育苗施設新築稼働

平成20年 7月 やすらぎ会館筑穂斎場新築

平成20年 9月 飯塚支所新築オープン

平成21年 9月 嘉穂支所新築オープン

平成21年 9月 やすらぎ会館嘉穂斎場新築

平成22年 5月 山田支所新築オープン

平成22年11月 特産館オープン

平成23年 8月 穂波支所新築オープン

平成25年 2月 嘉麻セルフ給油所グランドオープン

平成25年 7月 碓井支所新築オープン

平成26年 5月 桂川支所新築オープン

平成26年 8月 やすらぎ会館桂川斎場新築

平成27年 4月 嘉麻育苗センター稼働開始

平成28年 5月 稲築支所新築オープン

平成29年 6月 庄内支所新築オープン

令和 3年 9月 嘉麻低温農業倉庫建設

令和 4年11月 カホテラス、ファーマーズマーケット「かほ兵衛の台所」グランドオープン

Ⅲ.経営方針

1. 経営理念

J Aの主役である組合員の営農と生活を守るため
未来に向けて組合員、地域とともに歩みます

- 一、 組合員・地域住民の信頼と期待に応える安心と満足の提供をめざします。
- 一、 農業振興や地域社会に貢献できるJ Aをめざします。
- 一、 心豊かなふれあいを通じ自己革新のできる人づくりをめざします。

2. 経営方針

農業を取り巻く環境は、資源高や円安などを要因とした生産資材価格の高止まりは、農業経営に厳しい影響を与えています。このような中、不断の自己改革の実践を支えるJ Aの経営基盤を確立し、農家組合員の営農継続と地域農業の振興に向けて、役職員一丸となり取り組んでまいります。

組織運営では、組合員との対話を重視し「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標に、3ヶ年経営計画の最終年度として次の事項に取り組んでまいります。

☆重点取り組み事項

- ①「次世代総点検運動」や地域計画策定による次世代組合員の確保と育成支援
- ②農業者の売上増加に向けた販売の強化・実践
- ③新鮮な旬の農畜産物を適正価格で販売し、地域の豊かな食生活づくりに貢献
- ④生産資材のトータルコストが削減できる商品提案と市場の動向を見据えた価格設定
- ⑤生活事業の積極的な取り組みによる豊かで活力のある地域社会づくり
- ⑥ JA ならではの総合事業を活かした金融仲介機能の発揮
- ⑦「ひと・いえ・くるまの総合保障」の充実による「安心」「満足」の提供
- ⑧事業部門収益改善による持続可能な JA 経営基盤の確立・強化
- ⑨組合員との対話と意思反映に基づいた事業展開
- ⑩コンプライアンスの強化による内部統制の確立・実効性向上

◇営農事業部門

農業を取り巻く情勢は、農業従事者数の減少や高齢化率の上昇が続く中、生産資材等の高騰は農業経営の圧迫に直結しており、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に向けた事業展開を確実に実行する事が重要となっています。

このような状況の中、営農部では令和 6 年度は中期 3 ケ年経営計画最終年度となる事から、当 JA 管内の持続可能な農業経営基盤の確立に向けて各項目の事業目標を確実に実行します。

農業振興については、今後更に農業従事者数の減少となる事が見込まれ、まずは各生産組織等の現状と課題の洗い出しを行うため、「次世代総点検運動」の着実な実行により、次世代組合員の確保と育成支援に取り組みます。

管内の農業生産状況は、担い手経営体や大規模生産農家中心に、農地の集積が行われている事から、更に営農指導力の強化を図る事が必須であり、戦略作物の誘導や高収益型作物の面積拡大を行うため、営農部職員の専門知識の向上・出向く体制の強化を行い、提案型業務による管内農地機能の維持・向上を目指します。併せて、土壌診断の実施や堆肥の利活用など「みどりの食料システム戦略」における自然環境に配慮した農業生産体制を構築します。また、JA の組織基盤強化として、女性部・青壮年部の更なる組織活動の充実化を目指します。

農産物加工場については、新たな商品アイテムの開発や試作に取り組み、ファーマーズマーケット「かほ兵衛の台所」での豊富な種類の加工品販売を目指します。

農産部門については、米の販売戦略の柱である特別栽培米の更なる振興を行い、“安全”で“安心”な米の安定供給による実需との結びつきを確保し、販売メリットの創出を目指します。戦略作物（飼料用米・麦・大豆）では、更なる面積拡大と単収向上を図ります。生産面では、温暖化の影響によって発生する病害虫対策のために、稲作情報の発信や栽培講習会、現地検討会を通じ、徹底した対策の周知及び指導を実施します。そのため、実証試験圃場の設置を引き続き実施し、栽培体系の構築を図り、品質・単収向上による農業者の所得増大を目指します。共同利用施設は、利用促進に取り組むと共に、事故防止に努め、組合員から信頼される施設運営に努めます。

園芸部門については、高収益型の施設園芸作物を中心に新規就農者や既存生産者へ補助事業を活用した作付誘導を図り、面積拡大と単収向上に繋がります。生産面では、肥料等生産資材高騰から、コスト対策を含めた確かな生産指導や販売力の強化に取り組みます。また、将来を見据え新規栽培品目を選定し試験栽培に取り組み、生産から販売体系の構築を図ります。パッケージセンターは取扱量の増加に向けた出荷誘導は勿論のこと、運営面においても安定的且つ効率的稼働の実践に取り組みます。

ファーマーズマーケット「かほ兵衛の台所」については、「農業者の所得増大と地産地消の拠点」となることを最大の目的とし、消費者ニーズに応じた豊富な品揃えと売場づくりや季節に応じたイベントを開催し魅力ある店舗づくりに努めます。また、出荷会員へ端境期などの作物提案、SNS を利用した集客対策などに取り組みます。宅地等供給事業の土地賃貸テナントについては、集客効果の高い店舗の誘致斡旋に積極的に取り組み早期契約・出店に繋がります。

以上各課題に向けた取り組みを実践し、持続可能な JA 経営基盤の確立・強化と JA の役割を最大限発揮し営農部一丸となり取り組んでまいります。

◇経済事業部門

経済事業については、世界情勢並びに円安による原油価格、原材料費の高騰に伴い、農薬・飼料等生産資材の価格は大幅な値上がりとなり、今後も生産資材価格の上昇が予想されます。そのような中ではありますが、令和 6 年度においても、組合員・利用者に寄り添った事業運営と事業目標達成に向けた取り組みを強化します。

生産資材では、原料の海外依存度が大きいことから安定供給を目的に銘柄集約肥料を中心とした供給数量の確保と施肥コスト抑制に向けた取り組みを実施するとともに、「みどりの食料システム戦略」に関連した環境保全につながるエコ肥料などの取り組みも検討します。また、水稻をはじめ各部会の予約購買では、低コスト肥料・大型規格農薬の提案と、組合員利用データを活用した肥料・農薬等の未・低利用者への訪問活動を積極的に行い利用率向上に繋がります。

生活事業では、コロナ禍で低迷した各種展示会をはじめ、代行推進の取り組みを再構築し、省エネ高断熱内窓リフォーム等の新たな事業にも取り組み、多様な顧客ニーズへの対応と地域の暮らしを支える生活事業を積極的に展開します。

農機事業においては、展示会や実演会等を企画し、農家組合員や集落営農組織等を中心に補助事業を活用した大型農機具の提案やスマート農業に対応した農業機械の販売に取り組みます。また、収支改善と内部統制、人材育成を目的として JA 全農ふくれんが提案する農機事業一体運営への参加も慎重に議論を進めていきます。

石油事業では、市場動向を注視して弾力的な価格の設定を行うとともにイベント・キャンペーン実施による利用向上に取り組みます。

LPG 事業については、保安強化を目的にお客様への迅速な対応を基本とし、新規顧客の獲得やガス関連器具の販売等を強化するなど、ガス供給量確保と関連器具の販売強化に取り組みます。

葬祭事業では、職員のスキルアップに努め、利用者に満足される「葬儀セレモニー」を提供することで利用者数の増加に取り組みます。

◇信用事業部門

3ヶ年経営計画の最終年度として、「農業・くらし・地域」の各領域において、JA ならではの総合事業を活かした金融仲介機能の発揮と、農業者の資金ニーズへの最適な資金対応とマイカーローン等の生活関連資金商品の充実や、JA バンクアプリ等の非対面チャネルの利用促進により、組合員・利用者が満足できる事業を展開します。

また、内部管理態勢構築に向けて店舗巡回による事務指導やマネロン・テロ資金供与対策強化にかかる本人再確認作業の実施します。

◇共済事業部門

組合員・利用者に寄り添いながら安心を届ける総合保障の提案から、農業と地域に貢献し訪問による「対面」とインターネット等を利用した「非対面」とを融合した組合員・利用者への活動実践と、共済事業の原点に立ち返った組合員・利用者本位の取り組みから「安心」と「満足」を提供します。

また共済事業については、第三者による契約確認の拡充や被共済者の本人確認の必須化により、不祥事の未然防止および内部管理態勢の強化に取り組みます。

●組合員組織の概況（令和6年3月31日現在）

組 織 名	代 表 者 氏 名	構 成 員 (数)
年 金 友 の 会	岡 松 増 而	8,772
女 性 部	岡 松 千 恵 子	655
青 壮 年 部	岡 松 仁	62
青 色 申 告 会	北 川 秀 磯	323

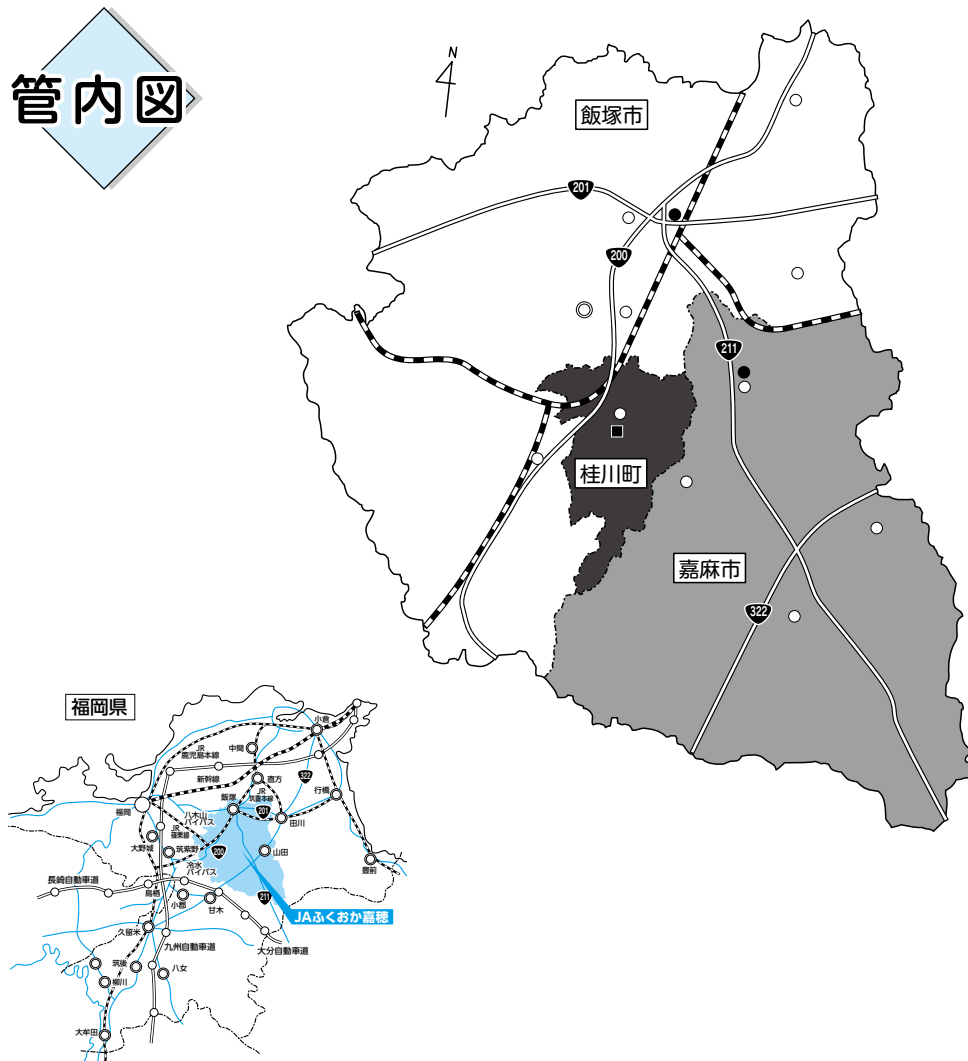
生 産 部 会 組 織 名	代 表 者 氏 名	構 成 員 (数)
特 別 栽 培 米 部 会	小 山 修	506
麦作部会	實 藤 忠 規	42
大豆作部会	山 崎 健 一	17
梨部会	大 木 洋 平	7
柿部会	嶋 田 透	22
ブドウ部会	永 嶋 哲 也	29
イチジク部会	城 丸 清 貴	42
イチゴ部会	大 塚 靖 夫	46
フキ部会	西 村 豪	5
アスパラガス部会	奥 野 智 明	25
ブロッコリー部会	須 堯 弘 二	36
オクラ部会	木 村 廣 明	17
蔬菜部会（嘉穂支所）	山 本 久	25
筑穂支所肥育牛部会	森 本 義 彦	3
嘉穂支所肥育牛部会	河 端 要	4
繁殖和牛部会	武 本 淳 一	17
産直部会	山 本 眞 二	41

※生産部会組織はJA販売取扱高1,000万円以上
又、本一覧の内容は代表者本人の承諾を得て記載しています。

●地区一覧

飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡桂川町一円の地区とする。

管内図



マスコットキャラクター
「かほ兵衛」

凡 例

——	管内境界
- - - -	市町境界
====	国 道
—— J R	J R
●	市 役 所
■	役 場
◎	本 所
○	支 所

●職員数

(単位：人)

区 分	令和 4 年度末		令和 5 年度末	
			うち男性	うち女性
一般職員	121	118	92	26
営農指導員	20	20	20	0
生活指導員	1	1	0	1
その他専門技術職員	0	0	0	0
小 計	142	139	112	27
常雇	95	94	50	44
臨時・パート	41	36	11	25
派遣	3	3	0	3
合 計	281	272	173	99

注：各期の年度末には年度末退職者数を含めていません。

2.理事及び監事の氏名及び役職名

●役員一覧

(令和6年3月末現在)

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表理事組合長	笹 尾 宏 俊	理 事	松 岡 廣 明
専 務 理 事	畠 中 和 好	理 事	大 里 純 子
常 務 理 事	神 崎 義 徳	理 事	田 中 直 敏
常 務 理 事	倉 智 正 徳	理 事	川 原 田 剛
理 事	竹 本 貞 男	理 事	白 土 忠 喜
理 事	江 藤 耕 一	理 事	小 畠 秀 美
理 事	大 田 好 一	理 事	岡 松 明 人
理 事	梶 原 徳 幸	理 事	森 田 眞 次
理 事	坂 本 高 行	理 事	大 田 俊 夫
理 事	市 吉 英 男		
理 事	大 塚 正 道	代 表 監 事	和 田 淳 嘉
理 事	芳 中 悟	常 勤 監 事	竹 森 宏
理 事	矢 野 達 雄	監 事	実 藤 徳 雄
理 事	新 開 剛	監 事	原 田 正 三
理 事	中 村 由 美	員 外 監 事	上 田 高 志

3.会計監査人の名称（令和6年6月現在）

みのり監査法人 所在地 東京都港区芝 5-29-11 G-BASE 田町 14 階

4.事務所の名称及び所在地

●店舗一覧

(令和6年6月末現在)

店舗名	郵便番号	住 所	電話番号	ATM 設置台数	ATM 営業時間
本 所	〒 820-0089	飯塚市小正 319-1	(0948) 24-7060	1 台	○
碓井支所	〒 820-0502	嘉麻市上臼井 1341-1	(0948) 62-2029	1 台	○
桂川支所	〒 820-0606	嘉穂郡桂川町大字土居 417-2	(0948) 65-1103	1 台	◆
穂波支所	〒 820-0071	飯塚市忠隈 502-2	(0948) 22-0344	1 台	○
稲築支所	〒 820-0205	嘉麻市岩崎 1201-3	(0948) 42-1034	1 台	◆
庄内支所	〒 820-0101	飯塚市綱分 793-2	(0948) 82-0195	1 台	○
穎田支所	〒 820-1111	飯塚市勢田 1269-17	(0948) 92-2121	1 台	○
嘉穂支所	〒 820-0306	嘉麻市上西郷 26-1	(0948) 57-0050	1 台	○
山田支所	〒 821-0012	嘉麻市上山田 1343-6	(0948) 52-1135	1 台	○
筑穂支所	〒 820-0701	飯塚市長尾 1247-1	(0948) 72-0020	1 台	○
飯塚支所	〒 820-0067	飯塚市川津 422	(0948) 22-0885	1 台	◆

店舗施設以外のATM設置場所

設置場所	ATM 設置台数	ATM 営業時間
カホテラス	1 台設置	※

《ATM営業時間のご案内》

○ 9：00～17：00（平日のみ）

◆ 9：00～21：00

※ 8：00～21：00

V. 主要な業務の内容

1. 全般的な概況〔取組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕

令和5年度は、新型コロナウイルスが5類感染症へ移行となり行動制限が解除されるにつれ、社会・経済はコロナ禍以前の日常生活に戻り始めた中で、組合員の意思反映を目的に各会議等へ出向いた「対話活動」を実施し、組合員の意見に基づいた事業を展開しました。

安全・安心な地域農産物を活用した「農産物加工場」の建設に向け協議を重ね、資材価格高騰等の影響を受け当初予定していた建設計画から遅れたものの、組合員・利用者の付託に応える農産物加工場建設がスタートしています。

営農事業については、農業者の所得増大と地産地消の拠点となることを目的に開業したファーマーズマーケット「かほ兵衛の台所」は、令和5年11月に1周年を迎え感謝の気持ちをこめて大創業祭を開催し多くの来場者で賑わいました。また、カホテラスにおいて「地域と人とJAとinKAHO TERRAS」をテーマにJAふれあいまつりを開催しました。

経済事業については、肥料価格高騰対策事業支援申請に取り組み、令和5年度の水稲予約共計分の取りまとめを早期に実施したことにより、予約共計数量が増加しました。また、施設の老朽化と併せ給油事業の将来を見据えた給油所再編に取り組み、4給油所から2給油所体制での運営を始めました。

信用事業については、農業メイン強化先への継続的な訪問活動による資金ニーズを踏まえた最適な農業資金の提案と、新たな各種定期貯金の販売により、個人貯金の獲得に努めました。

共済事業については、共済監督指針を遵守した「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供とJA共済アプリ等の利用促進から、利用者の安心と満足度の向上に取り組みました。

また、内部統制基本方針を改正し、コンプライアンス・プログラムを策定し役職員の意識醸成と確実な運用に努め、自主検査や再発防止策の結果の共有から不祥事未然防止に努めました。

今後も、生産資材価格高騰の影響が続くと予想される中、組合員・地域に根付いた総合事業を展開するJAの役割と期待は大きく、「組合員対話活動」の継続による「不断の自己改革」に役職員一丸となり全力で取り組んでまいります。

2. 令和5年度各事業の概況〔活動・実績〕

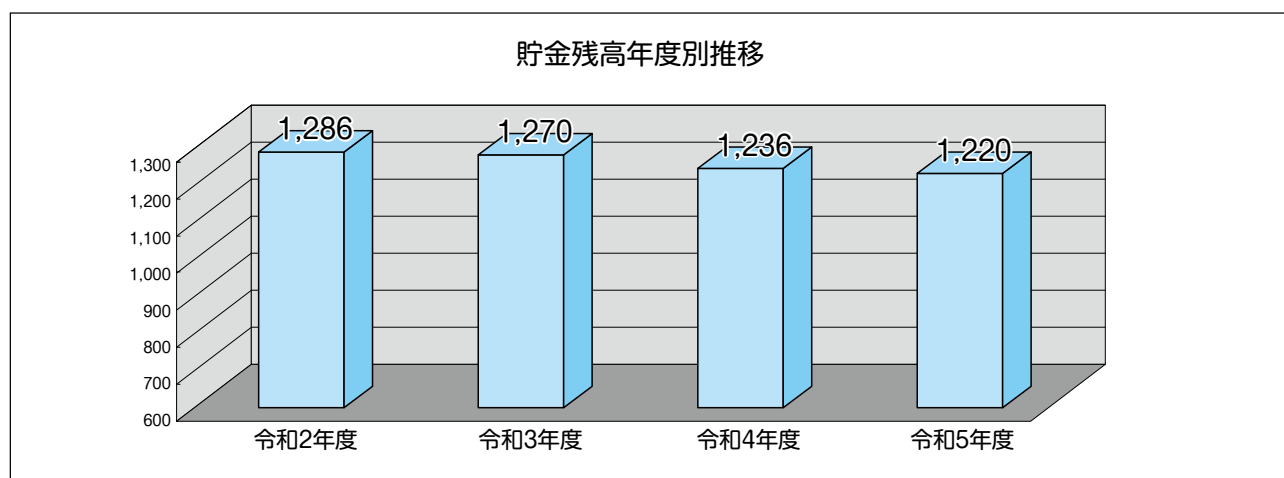
◆信用事業

JAならではの総合事業を活かした金融仲介機能の発揮し、出向く活動からニーズ・課題把握を徹底し、的確な農業資金の提案や個人貯金実績伸長のため金利上乘せ定期貯金の発売と、グラウンドゴルフ大会や支部大会等の開催による年金友の会活動の再開から、年金口座の新規・予約獲得に努めました。

◇貯金業務

利用者から愛され必要とされる生活メインバンクとして、利便性向上のためATMの稼働時間を拡大、JAネットバンクやJAバンクアプリ等の非対面チャネルの利用促進、年金友の会会員の増加を図るためグラウンドゴルフ大会等友の会活動を再開するなど、地域に密着した活動を展開しました。

(単位：億円)



☆主な貯金商品一覧表

種 類		期 間	預 入 金 額	特 徴
普通貯金	総合口座	出し入れ自由	1円以上	給与・年金等の受取り、公共料金の引落、定期貯金として貯める、自動融資で借りる、一冊で四役の便利な口座です。
	貯蓄貯金	出し入れ自由	1円以上	預入残高に応じて、金利が適用されます。
定期貯金	スーパー定期貯金	1 ヶ月～5 年	1円以上	自由金利で高利回りの定期貯金です。
	大口定期貯金	1 ヶ月～5 年	1,000万円以上	1ヶ月から預入できる大口資金の運用に最適です。
	変動金利定期貯金	3 年	1円以上	半年に一度適用利率が見直しされる商品です。
	会員制定期貯金「やすらぎ」	1 年	10万円以上	当組合の葬祭事業のご利用に対して料金の割引特典があります。
定期積金	定期積金	6 ヶ月～5 年	月々1,000円以上	目的に合わせた資金計画が無理なくできる積立貯金です。

◇貸出業務

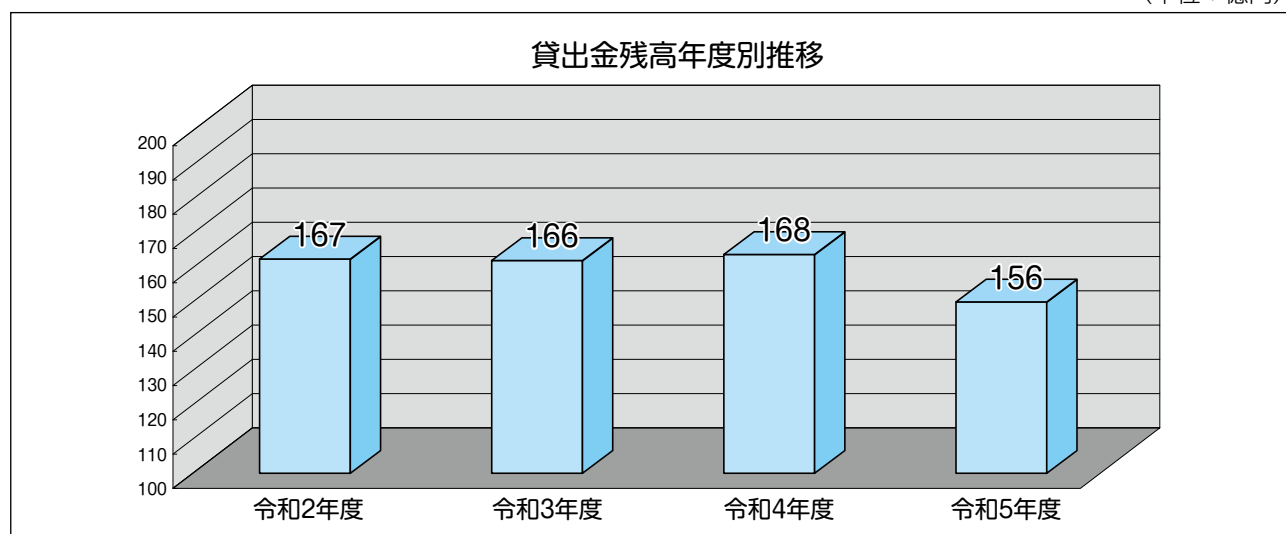
農業メイン強化先への継続的な訪問により、資金使途や必要時期・金利面等、ニーズを踏まえた最適な資金提案や情報誌・HP等を活用したインターネットローンへの誘導により、生活関連資金の実績伸長に努めました。

●貸出金残高（令和6年3月末）

（単位：百万円）

組 合 員 等	地 方 公 共 団 体 等	そ の 他	合 計
14,694	770	183	15,647

（単位：億円）



◇ 為替業務

全国の JA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口を通して全国のどこの金融機関でも送金や手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

● 国内為替取扱手数料

種 類		宛 先 区 分		
		当 JA 本支所宛	県内・外 JA 系統宛	他金融機関宛
窓口 振込手数料 (1件につき)	電信扱 3万円未満	220 円	220 円	660 円
	電信扱 3万円以上	440 円	440 円	880 円
	文書扱 3万円未満	220 円	220 円	550 円
	文書扱 3万円以上	440 円	440 円	770 円
ATM 機 振込手数料 (1件につき)	ATM 機振込 3万円未満	110 円	110 円	330 円
	ATM 機振込 3万円以上	220 円	220 円	550 円
送金手数料 (1件につき)	電信扱	440 円	440 円	770 円
個別取立手数料 (1通につき)	普通扱	無料	1,100 円	1,100 円
	電信扱			

◇ サービス・その他

当 JA では、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受け取り、各種自動支払いや事業主の皆様のための給与振込サービス、口座振替サービス等をお取り扱いしています。また、全国の JA で貯金の出入れ、銀行、信用金庫、コンビニエンスストアでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、さまざまなサービスに努めています。

● ATM（現金自動預払機）手数料

ATM 手数料		
自 JA 内	入金	無料
	支払	無料
全国ネット (県外 JA 系統)	入金	無料
	支払	無料
県内ネット (県内 JA 系統)	入金	無料
	支払	無料
福銀ネット	支払	無料
三菱 UFJ	支払	無料
業務間提携	支払	110 円
ゆうちょ銀行提携 (ゆうちょ銀行の ATM で JA キャッシュカード を利用する場合)	入金	110 円
	支払	110 円
JA カードキャッシング	入金	110 円
	支払	110 円

● その他手数料

再発行手数料	
通 帳	550 円
証 書	550 円
IC キャッシュカード	1,100 円
ローンカード	1,100 円
JA カード	1,100 円
証書発行手数料	
残高証明書	440 円
その他証明書	440 円
取引履歴発行(1口座1年単位)	550 円
送金・振込の組戻料	1,100 円
不渡り手形返却料	1,100 円
取立手形組戻料	1,100 円
取立手形店頭呈示料	1,100 円

大口両替手数料	
1～50 枚	無料
51～100 枚	550 円
101～500 枚	825 円
501～1,000 枚	1,100 円
500 枚毎に 500 円加算	

福岡県内 JA キャッシュカードによるご利用手数料一覧(消費税込)										
ご利用手数料一覧(消費税込)										
金融機関名	JF マリンバンク	JF マリンバンク	JF マリンバンク	JF マリンバンク	JF マリンバンク	JF マリンバンク	JF マリンバンク	JF マリンバンク	JF マリンバンク	JF マリンバンク
お取引内容	入金	出 金	入金	入金	入金	出 金	出 金	入金	出 金	出 金
平日 8:45～18:00	0 円	0 円	110 円	110 円	110 円	0 円	0 円	110 円	110 円	110 円
土 曜 9:00～14:00	0 円	0 円	110 円	110 円	110 円	110 円	110 円	110 円	110 円	220 円
平日・土曜日の その他時間帯 および日曜日・祝日	0 円	0 円	220 円	220 円	220 円	110 円	110 円	220 円	220 円	220 円

● なお、祝日が土曜日と重なる場合は、日曜・祝日時間帯のご利用手数料となります。

- ※1:稼働時間はATMにより異なります。また、ATM稼働時間であってもJAバンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合がございます。詳しくはお近くのJAまたは、ご利用ATMの掲示等でご確認ください。
- ※2:イーネットATMはファミリーマート・ポプラ等のコンビニエンスストアに設置されています。
- ※3:コンビニエンスストア等の一部の店舗においては、ATMが設置されていない場合、金融機関が直接ATMを設置している場合、他ATM運営会社のATMが設置されている場合等があります。
- ※4:ご利用の金融機関により、手数料が異なる場合がございます。詳しくはご利用ATMの掲示等でご確認ください。
- 残高照会は時間帯にかかわらず無料でご利用いただけます。
- システムメンテナンスのため、1・5・8・10月の第3土曜日の21時から翌日曜日の8時まではお取り扱いできません。

☆主な貸出金一覧表

	資 金 名	用 途	貸 出 限 度	貸 出 期 間
生活資金	貯金担保手形貸付	特に定めない	貯金額の範囲内	1年以内
	定積担保手形貸付	特に定めない	掛込金の範囲内	1年以内
	共済担保手形貸付	特に定めない	約款貸付に準ずる	1年以内
農業関連資金	農機ハウスローン	農業用機械、パイプハウス等の購入、他金融機関からの借換資金	1,500万円以内	10年以内 (据置2年以内)
	営農資金	農地、施設等の取得及び増改築資金、他金融機関からの借換資金等	事業費の100%以内 (基金協会の債務保証がない場合は事業費の80%)	25年以内 (据置3年以内) ※資金使途によって異なる
		農業用機械の取得、農業経営に係る運転資金、及び他金融機関からの借換資金		10年以内 (据置2年以内) ※資金使途によって異なる
	農業応援運転資金	農業経営に必要な運転資金	年間売上高の6分の1に相当する金額	7年以内 (据置1年以内)
	営農ローン(貸越型)	農業経営に必要な運転資金	300万円以内	1年(自動更新)
	農業近代化資金	制度資金の取扱い基準に準ずる		
	日本政策金融公庫資金			
マイホームに	住宅ローン (住宅資金を含む)	住宅の新築・増改築、住宅用地の購入、新築・中古住宅の購入、他金融機関からの借換資金	10,000万円以内	3年以上40年以内
	リフォームローン	住宅の新築、購入または増改築ならびに付属施設の取得等	1,000万円以内	15年以内 (据置6ヶ月以内)
マイカー購入	マイカーローン	自動車・バイク等の購入資金及び購入時の付帯費用、他金融機関からの借換資金	1,000万円以内	10年以内
使い道自由	フリーローン	結婚・旅行・不意の出費に	500万円以内	10年以内
	カードローン	特に定めない	300万円以内 (10万円単位)	1年 (自動更新)
教育資金	教育ローン	子弟の就学資金や付帯する経費、他金融機関からの借換資金	1,000万円以内	15年以内 (償還期間は9年以内)
事業資金	農業外事業資金	賃貸用の住宅、アパート、店舗の取得、増改築にご利用できます。	所要資金の範囲内	35年以内 (据置2年以内)

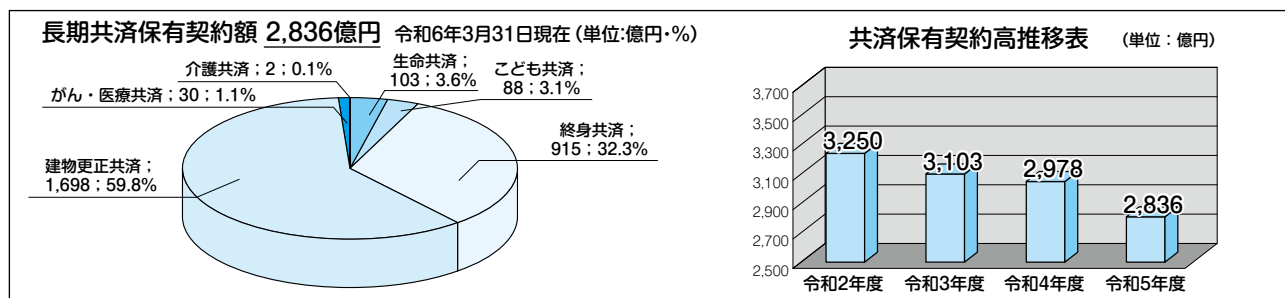
☆主な制度融資

(単位：百万円)

	資 金 名	制 度 の 概 要	取 扱 実 績
制度融資	農業近代化資金	長期かつ低利の施設取得資金等の融通を円滑にするため、国が利子補給の助成処置を講じて、農業経営の近代化に資することを目的としています。	231
	日本政策金融公庫資金	農林水産業の生産力の維持増進及び、食料の安定供給の確保に必要な長期かつ低利の資金を農林水産業へ融通することを目的としています。	120

◆共済事業

保障拡充を案内するため、3Q 訪問活動を行い新規契約獲得に努め、マニュアルに沿った高齢者対応の徹底と、改正監督指針を遵守した適正な推進活動を実践し、医療共済や自動車共済等、幅広い世代への保障提案により、総合保障の普及拡大に取り組みました。



※ J A 共済の種類

	共 済 種 類	特 徴
長期共済	養 老 生 命	災害・病気等に対し、大型保障で満期付き共済
	終 身 共 済	責任世代を大きく保障し、災害も万全な生涯保障
	こ ども 共 済	お子様の成長に必要な保障と、資金作りができる共済
	建 物 更 生	住宅の火災・災害に対し、大きく保障し満期も楽しめる共済
	医 療 共 済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる医療保障
	介 護 共 済	公的介護保険制度に連動した幅広い要介護状態に対応
	が ん 共 済	全ての癌が対象、入院日数無制限、一生涯にわたるワイド保障
	生 活 障 害 共 済	身体障害状態（1～4級の身体障害者手帳の交付）を一定期間保障
	特定重度疾病共済	三大疾病をはじめとする生活習慣病による所定の状態を保障
年金共済	終 身 年 金	ゆとりある老後の資金を一生涯にわたって受取れる年金
	定 期 年 金	無理のない掛金で、必要期間（5.10.15年）大きく受取れる年金
短期共済	自 動 車 共 済	対人・対物・車両・搭乗者等、安い掛金で安心できるワイド保障
	自 賠 責 共 済	法律により加入が義務づけられた、対人賠償共済
	火 災 共 済	短期保障で掛金負担が低い、火災共済（掛け捨て方式）
	傷 害 共 済	災害（けが）の保障と、通院についても支払する共済

◆農業・生活関連事業

◇営農事業

農業を取り巻く情勢は、生産資材の高止まりが続く一方で、農畜産物への価格転嫁は相応せず、依然として農業経営を圧迫する状況が続いています。

また、今後も農業従事者の減少及び高齢化がすすみ、農業生産が脆弱化することで、国民・地域への継続的な食料安定供給が懸念される中、安全・安心な国内農畜産物を生産するため将来に向けた農地機能・利用の最大化をはかる事が重要課題となっています。

このような中、生産基盤強化対策として次世代組合員の確保に向けて「次世代総点検運動」を本格的に実施し、将来に向けた農地の集約化や事業承継などに必要な管内農業者の実態把握に取り組みました。

販売面では、ファーマーズマーケット「かほ兵衛の台所」において主食用米及び園芸品目の直売比率の向上に取り組みました。

農業振興では、JA 独自支援「農業振興支援対策」の継続実施により、特別栽培米の面積拡大に繋げる事が出来ました。さらに戦略作物については、麦作の面積が拡大し、大豆は単収が大幅に向上するなど、管内

農地機能の維持・向上が出来ました。

基幹作物である米の作況は、平年並み（北東部作況 99）となりましたが、昨年度と同様に晩生品種を中心に「イネカメムシ」の被害があり、適期防除など徹底した営農指導に取り組みました。

園芸部門では、施設園芸作物であるイチゴ・アスパラガス・イチジクを中心に振興を図り、市場機能を活用した有利販売を行いました。その中でもイチジク（とよみつひめ）は過去最高の販売実績となりました。

その他にも、直接販売率向上のためインターネット販売・ふるさと納税（飯塚市・嘉麻市・桂川町）の拡大に取り組みました。

販売対策では、ファーマーズマーケット「かほ兵衛の台所」の販売チャネルを最大限活用する事で、直売所ならではの新鮮な旬の農畜産物の販売、時節に応じたイベントの開催、SNS を利用した集客対策などに取り組みました。

◇販売事業

令和5年度品目別取扱高 （単位：百万円）

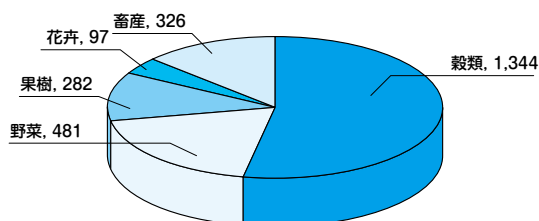
種 別	金 額
穀 類	1,344
野 菜	481
果 樹	282
花 卉	97
畜 産	326
合 計	2,530

販売品販売高推移表

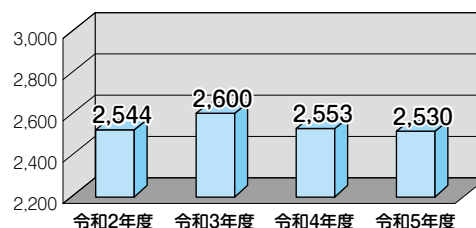
（単位：百万円）

種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
米	1,039	1,115	1,137	1,295
麦・豆・雑穀	117	94	154	49
野 菜	633	600	552	481
果 実	248	276	264	282
花 卉	89	107	115	97
畜産物	418	408	331	326
合 計	2,544	2,600	2,553	2,530

令和5年度品目別取扱高 25億



販売品販売高推移表 （単位：百万円）

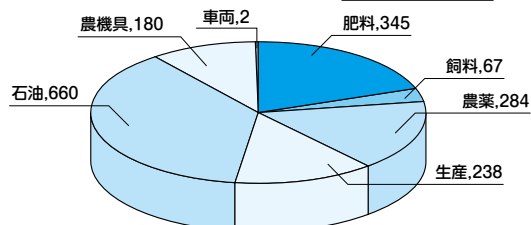


◇生産購買事業

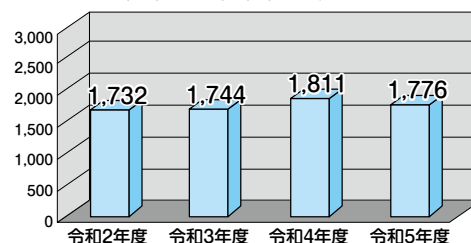
国・県が実施した肥料価格高騰対策事業の支援金申請に営農部と連携して取り組み、水稻予約共計分の推進を例年より早期で行い、予約共計数量の増加が図れ、結果的に水稻予約資材の未・低利用者推進も継続的に取り組むことが出来ました。

また、コスト削減では低コスト肥料のベスト化成 444 の数量確保と軽量型肥料や大型規格農薬の推進に取り組みました。

令和5年度 生産資材供給高 17億7千万円

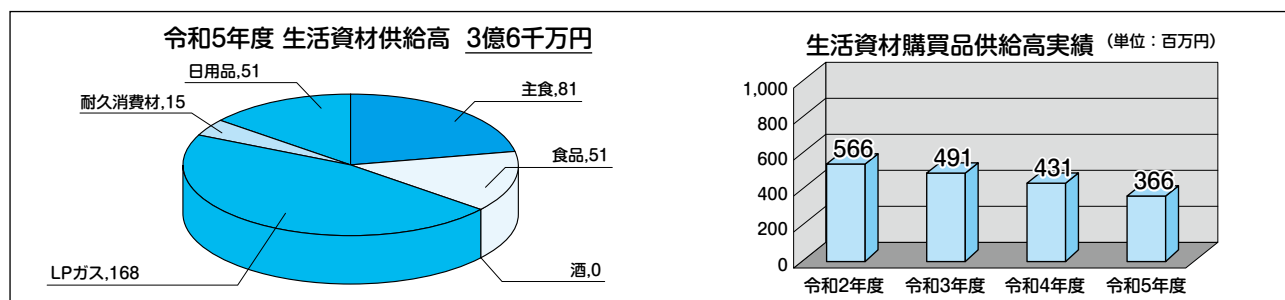


生産資材購買品供給高推移表 (単位：百万円)



◇生活購買事業

農産物ギフトによる地元農畜産物の販売拡大に努め、生活資材についてはベスト電器・洋服の青山を中心に積極的に取り組みました。また、展示会に特化せず通年で商品を提供できる体制が徐々に浸透しつつあり、利用しやすいJA事業として周知してきました。



◇直売所事業

「農業者の所得増大と地産地消の拠点」となるファーマーズマーケット「かほ兵衛の台所」の魅力ある店舗づくりとして、新鮮な旬の農畜産物を販売し、時節に応じた販売イベント開催に取り組み、地域の豊かな食生活づくりに貢献しました。

令和5年度の販売高は890百万円です。

◇資産管理事業

●アパート管理

オーナーと連携した部屋づくりや入退去のスムーズな対応により、良好なフラット運営と、定期的な不動産業者や大学の訪問による入居者の紹介依頼から、入居率の向上に努めました。

◇葬祭事業

4斎場体制での利用連携と各組織に対するPR活動により、葬儀施行実績については前年を上回ることができました。

また、多様な顧客ニーズへの細やかな対応を心掛け、近年増加傾向にある小規模・家族葬の充実と利用拡大に努め、資格取得による担当者のスキルアップにより利用者満足度の向上を図りました。

令和5年度の施行取扱件数は226件です。

Ⅵ.事業活動に関する事項

1. 農業振興活動

◆農業関係の持続的な取り組み

□ 食と農を結ぶ取組み

- ・JA直営の直売所「かほ兵衛の台所」においては、1周年を迎え感謝の気持ちをこめて大創業祭や時節に応じた販売イベントを開催し、共販物の対面販売、地元の農畜産物の販売等に取り組みました。また、SNSによる旬な農産物の情報発信を実施しました。
- ・管内の新鮮で安全・安心な農畜産物や加工品等を販売する出荷会員の獲得と安全・安心な農産物栽培と豊富な品揃え充実のため栽培講習会を開催しました。
- ・イオン等の大型量販店内のインショップにおいて農産物の販売を行っています。



□ 食の安全性への取組み

- ・食の安全・安心確保対策として安心安全システムを利用し、生産履歴の記帳・回収・保存管理を実施しました。また、農薬散布における使用基準の適正化について、各種栽培講習会等で周知徹底に取り組みました。
- ・水稻の残留農薬検査を行い安全・安心な「JAふくおか嘉穂米」の提供を行っています。

□ 組織活動の充実と活性化支援の取組み

- ・SDGsの実践として女性部主催によるフードパントリーを開催しました。
- ・女性部はグループ活動等の充実や家の光イベント、親子イベントを開催しています。
- ・「フレッシュミズ」、「みがき塾」を開講し、様々な活動を通じて農についての理解促進活動に努めました。
- ・青壮年部・後継者育成支援対策により、青壮年部の組織活性を講じました。また、次期担い手である新規就農者に対して支援を行い、後継者と青壮年部加入斡旋に繋げています。



フードパントリー



女性部活動
飾り巻き寿司作り

□ ふれあいまつりの開催

- ・4年ぶりにJAふれあいまつりを「地域と人とJAとinKAHOTERRAS」をテーマにカホテラスで、安全・安心な農畜産物のPRや消費拡大（地産地消）等、数多くのイベントのもと盛大に開催しました。

◆地域密着型金融の取り組み

□ 農業者の経営支援に関する取組み

- ・組合員・担い手等への「農業所得増大・地域活性化応援プログラム」の活用による助成措置の周知と、経営課題への助言やニーズに合致した金融サービスの提供に努めました。
- ・新規就農者フロント会議を開催し、スマート農業や補助事業の概要説明、金融商品税務に関する情報提供を行いました。
- ・農業情勢を踏まえ農家所得の向上を目的に特別栽培米や振興農産物の作付拡大、ファーマーズマーケット「かほ兵衛の台所」の店舗活性化に対する支援を行いました。また、生産コストの大幅な上昇から、畜産飼料高騰支援や施設園芸燃油高騰対策を講じました。

□ 農業関連融資の状況

- ・ 農業メインバンクとして、機動力を活かした迅速かつ的確な対応と訪問活動を充実し、農業資金借入に係る負担軽減（利子補給等）の周知を行い、農業関連の融資拡大に努めました。

2. 地域貢献情報

◆ 社会貢献活動

- ・ 農業用廃棄プラスチックの回収活動を行っています。
- ・ 「JA女性エコライフ宣言」の実践運動として、ペットボトルキャップの回収に取り組み、回収したキャップ996.5kg（ワクチン約249名分に相当）をイオン九州穂波店に贈呈しました。

□ 募金・寄付

- ・ 日本赤十字社への寄付、また、赤い羽根共同募金会への募金を行いました。
- ・ 管内交差点へ防犯カメラを寄贈し、交通安全と犯罪発生防止に寄与しました。

◆ 地域貢献情報

□ 清掃活動への取り組み

- ・ 令和5年6月に全職員による本所・支所周辺の空き缶、ゴミ拾いの清掃活動を実施しました。

□ 年金相談会の開催

- ・ 地域の生活メインバンクとしてあり続けるため、各支所で年金相談会を開催しました。

□ 食育活動への取り組み

- ・ 食料や農業の大切さを学び地元農産物への理解を深めるために、管内の小学校で米作りの農業体験学習などを開催しました。



田植え体験



ブロッコリー圃場見学



JAパッケージセンター見学

3. 情報提供活動

- 毎月25～26日の家庭訪問日に広報誌「あぐりあーす」を約6,000部、組合員に配布しています。
- 准組合員向け広報誌「あぐりあーすプラス」を電子版で発行し、管内特産品や管内で生産された農畜産物を使用した飲食店紹介などの情報発信を行いました。
- JAふくおか嘉穂のインターネットホームページによる情報提供を行っています。
アドレス <http://www.ja-f-kaho.or.jp/>
- インスタグラム等の活用による情報発信を開始し、リアルタイムな情報発信を行っています。



4. リスク管理の状況

◆リスク管理の体制

◇リスク管理の基本方針等

組合員・利用者の皆様に安心して当 JA をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要と考えています。このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、経営リスク管理委員会を設置し、以下の事項につき検討を行っています。

- ① 事業・部門別、店舗別経営リスクの分類確認に関する事項
- ② 経営諸リスクの整理対策計画に関する事項
- ③ 経営諸リスクの整理対策進捗状況に関する事項
- ④ コンプライアンス態勢の確立に対する事項
- ⑤ コンプライアンス関連の諸問題への対策に関する事項
- ⑥ その他目的達成に必要な事項

収益とリスクの適切な管理、適切な資産の自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当 JA ではマネロン等対策を重要課題の 1 つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

(1)信用リスク管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査保全課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより返済能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産の自己査定の結果、貸倒引当金については必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2)市場リスク管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM（資産と負債の総合管理）を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基つき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。また、運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3)流動性リスク管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当 JA では収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を

整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

(5)事務リスク管理

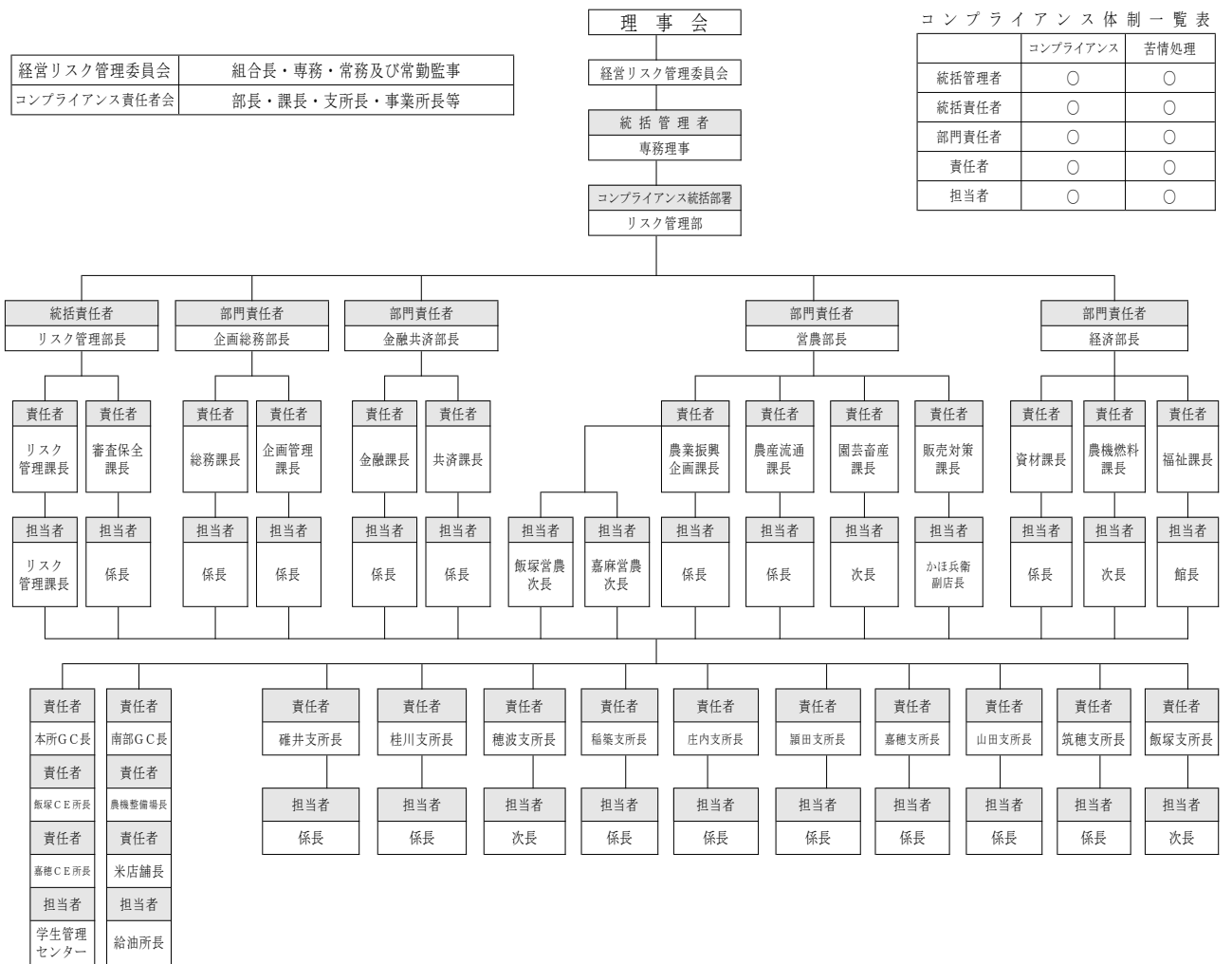
事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、内部監査・自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には事務リスク管理規程に基づき、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6)システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、コンピューターシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「不測事態対応計画」を策定しています。

◇リスク管理体制図

JAふくおか嘉穂 コンプライアンス体制機構図



◆法令遵守体制

◇コンプライアンス基本方針

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつと位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組めます。当JAは、高い公共性を有し、農業者及び地域の住民・企業のための協同組合金融機関として①農業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会繁栄への貢献に資するため、その社会的使命を自覚し地域発展のために尽力しています。従って、当JAにおいては、これからもこうした社会的責任と公共的使命を全うする協同組合金融機関として地域社会の負託に応え、これまで以上に揺るぎない信頼を確立していくため、以下の5項目からなる基本方針を定めるものです。

J Aふくおか嘉穂コンプライアンス基本方針

1. 社会的責任と公共的使命の認識

当JAのもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かしたニーズに適した質の高いサービスの提供を通じて、組合員・利用者及び地域社会の発展に寄与します。

3. 法令やルール of 厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、公正な事業運営を行います。

4. 反社会勢力等の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

5. 透明性の高い組織風土の構築と社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

◇コンプライアンス態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、経営リスク管理委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス統括責任者、担当者を設置しています。また、基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。加えて、毎年度コンプライアンス・プログラムを策定し実行ある推進に努めるとともに統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。さらには、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談の窓口を設置しています。

◇令和5年度の取り組み事項

(1) 実効性ある自主検査の実施

各部署において、各月に自主検査を実施し自主検査項目が適切に実施されているか点検を行いました。また、不備が判明した場合は、情報の共有化と改善策を協議しました。

(2) コンプライアンス意識の醸成

各支所長、課長をコンプライアンス責任者と位置付け、毎月の支所長会議、室部長・課長会議において、コンプライアンスに対する取り組みの徹底を協議しました。また、協議内容は、それぞれの部署において、コンプライアンス会議を開催しコンプライアンスに対する意識の醸成と定着化に努めています。さらに、全体職員研修会においても、コンプライアンス・プログラムの周知と取り組み強化について周知を行いました。

(3) 危機管理意識をもった不祥事再発防止策の実践

不祥事未然防止策を定め、各部署において取り組み状況の点検を行いました。併せて、点検結果一覧については、コンプライアンス責任者会議において開示し、発生原因と同様なミスが発生しないよう共有化に努めました。

(4) 職場離脱の実施

監督指針に基づき、連続職場離脱実施要領を定めて不祥事未然防止策の徹底と、部署間交流を通じて職員のスキルアップに努めました。

◇令和6年度の取組み事項

コンプライアンスの強化を当 JA の最重点事項と定め、経営層については、あらゆる機会を通じて、コンプライアンスの意識醸成が図れる職場環境作りを目指します。併せて、コンプライアンスの徹底を推進する職員に対して、コンプライアンス・プログラムの理解浸透と具体的な取組み事項を定めたコンプライアンスマニュアルを配布し各職場において確実に取組みを行います。

I. 経営層での取組み

1. 組合長・専務・常務は、年頭所感や総代会、全体職員研修等あらゆる機会において、コンプライアンスに対する積極的な取組姿勢を示し、コンプライアンス意識の高い職場風土を構築するよう努める。
2. 理事は、業務遂行に際し、コンプライアンスの問題を常に意識し、規則に基づき公正、公平に断固とした態度で対応する。
3. 理事及び監事は、理事会・監事会、JA経営リスク管理委員会において、コンプライアンスにかかる諸問題の論議を行い、認識の共有化を図る。
4. 組合長・専務・常務は、マネー・ローンダリング及び反社会的勢力との取引排除に対して将来を見据えた管理態勢を構築するよう努める。（教育、人材育成等）

II. 基本的取組み事項

1. 会計監査人監査に対応可能な内部統制の構築・運用に継続的に取り組む。
2. 総合的リスク管理態勢（コンプライアンス態勢およびリスク管理態勢）の強化を図る。
3. 具体的な実行計画であるコンプライアンス・プログラムを毎年度策定し、半期ごとに進捗状況を確認することで着実に実践する。
4. 各会議、研修会等あらゆる機会をとらえ、コンプライアンスを最優先する職場風土の構築と不祥事等未然防止に取り組む。
5. 大規模地震等の災害への対応を想定した事業継続計画（BCP）の内容の適宜見直し、初動対応の周知など継続的に取り組む。

III. 具体的な取組み事項

1. 内部統制基本方針に基づいた内部統制の適切な構築・運用に取り組む。
2. 経済事業（信用・共済事業以外）重要事項マニュアルの運用状況の点検・運用改善に継続的に取り組む。
3. 管理職のコンプライアンス遵守の意識向上を図り、部下職員への教育・指導や内部けん制機能を高めることで、不祥事等を再発させない職場環境を構築する。
4. 職場内における各種ハラスメント防止に努め、外部講師等による研修会を開催する。
5. 総合的リスク管理態勢強化を図るため、リスク管理部署、本所所管部署、内部監査部署が相互の役割を理解し、連携することでJA全体の内部けん制強化を高める。
6. 規程類の制定と必要に応じた改定・見直しの実施。
7. 不祥事未然防止に向けた取組み
 - (1) 危機管理意識をもった不祥事再発防止策の実践
 - ①所属長による不祥事再発防止に向けた取組み強化と所管部署による改善指導。
JAふくおか嘉穂新たな再発防止取組策による点検とリスク管理部署による改善指導。
 - ②実効性ある自主検査の実施
 - 1) 「自主検査チェックリスト」による検査と、リスク管理部署と各業務部門が連携した効果的な自主検査を実践する。
 - 2) 自主検査実施要領に基づき、事業所長は自ら部署の検査を行って、業務の運営・管理の改善を図り、不祥事未然防止に努める。
また、リスク管理部署は検査結果を精査し不備事項の発生原因・改善策等を指導する。
 - 3) 自主検査要領に基づいた検査・報告・改善。
 - ③クロスチェックによる業務検証のけん制機能強化。
 - ④組合員組織口座管理者への定期的（年1回）外部確認の実施による不祥事未然防止取組。
 - ⑤共済事業向けの総合的監督指針を遵守した推進等取組。

(2) 連続職場離脱の完全実施

- ①改正された連続職場離脱実施要領に基づき対象者を洗い出し、漏れなく実施する。
- ②連続職場離脱実施要領の目的・定義を遵守した離脱を実施する。

(3) 人事ローテーションによる長期滞留者の解消

- ①人事担当部署は、改正された人事ローテーション実施要領に定める長期滞留者については、定期異動を利用して計画的な解消を図る。
- ②信用事業における担当顧客の内部管理態勢にかかる指導基準の遵守。

(4) 現金取引に係る内部管理態勢の構築

- ①現金取引ルールに沿った業務遂行ができているか、一斉点検・自主検査及び監査室による内部監査を実施する。
- ②本所所管部署は、事業所の現金実査後、所定の報告書によりリスク管理部署へ報告する。

(5) 職員行動管理の徹底

- ①所属長は、「職員行動点検表」による点検を毎月実施し部下職員の行動管理を行う。
- ②所属長は、渉外担当者行動点検実施要領に基づき行動点検を実施する。

(6) コンプライアンス意識の醸成

- ①部署別ミーティング等を毎月開催し、コンプライアンス意識の定着化を図る。
- ②「JA職員行動規範」は、職員が日常業務を遂行する過程で、遵守すべき行動基準を定めたものであり、コンプライアンスミーティング等で確認を行う。
- ③各種会議・研修を通じて、コンプライアンス違反が発見された場合の報告ルートや不祥事を起こした場合の懲罰指針を周知するとともに、コンプライアンス違反を許さない職場風土の醸成を図る。

(7) 内部通報制度（JAヘルプライン）の活用

- ①全職員に対して、JAグループ福岡の内部通報制度（JAヘルプライン）の周知を図り、コンプライアンス違反を見逃さない職場風土を醸成するとともに、内部通報があった場合には、ヘルプライン運営要領に基づき、事務局である各連合会と連携して適切な対応を行う。

8. 個人情報保護法関係

(1) 個人データ取扱台帳の整備と定期的な見直し

- ①各職場単位で、取り扱うデータを最新の内容に保つため追加・削除等の台帳整備を行うとともに、年に1回、個人データ取扱台帳の内容を見直す。（棚卸）

(2) 個人データ管理台帳の運用周知

- ①個人データ取扱台帳に記載された個人データの持ち出しや移送・送信等については、個人情報取扱細則に基づき個人データ管理台帳に記載するという運用面での周知徹底を図る。

9. 苦情等処理対応

(1) 苦情等対応記録簿の運用

- ①各職場においては、苦情等処理対応要領に基づき、組合員等からの苦情・相談等の情報をもれなく「苦情等対応記録簿」等に記入し、所属長を経由しリスク管理部署へ報告する。
- ②リスク管理部署は、各職場からの苦情・相談等の内容や対応策・改善すべき事項を取りまとめ、職場内に周知するとともに、コンプライアンス研修や職場内ミーティングを活用して、情報を共有化する。また、利用者対応が適切に行われているか、苦情等対応記録簿の記載等についてモニタリングを行う。

10. コンプライアンスに係る研修計画

コンプライアンスに係る研修を以下のような内容で、実施する。

以下に掲げる研修のほか、各種会議体等の中で、コンプライアンスマニュアル等を活用して、コンプライアンス意識の醸成を図る。

また、法令等の改正が行われた場合には、必要に応じ研修会を開催することとする。

対象者等	実施時期	講師等	研修内容
コンプライアンス (責任者)	4 月	内部研修	①コンプライアンス・プログラムの制定 ②自主点検項目と実施内容の確認 ③連続職場離脱実施計画書について ④コンプライアンス担当者の選任
コンプライアンス (責任者)	4 月～ 3 月 (毎月)	内部研修	①コンプライアンスの遵守について ②新たな再発防止策の実践状況・自主検査結果の報告開示と再発防止について ③苦情・事故・事務ミス報告等の共有
全 職 員 (部署別ミーティング)	4 月～ 3 月	内部研修	①コンプライアンスの遵守について ②新たな再発防止策の実践状況・自主検査結果の報告開示と再発防止について ③苦情・事故・事務ミス報告等の共有
新任管理職 監督者 中堅職員 初級職員 新人職員	4 月～ 3 月	教育センター	①コンプライアンスの実践
全 職 員 (職員全体研修会)	4 月	内部研修	①令和 6 年度コンプライアンスの取り組みについて ※コンプライアンス・プログラムの周知
	10 月	内部研修	①コンプライアンスに関する研修 ②下期のコンプライアンスに対する取り組みについて
	2 月	内部研修 外部講師	①コンプライアンスに対する研修 ②人権学習会
対象職員 (職場離脱の実施)	5 月～ 3 月		①部署間交流（クロスチェック） ②公的試験・系統資格試験の受験・研修会等への参加 ③事業所（店舗）研修
新人職員	4 月～ 6 月	内部研修 (世話係制度)	① JA 職員としての心構え ②業務上の初期的指導
新規採用職員	3 月	内部研修	①社会人としての心構え ② JA 職員としての心構え ③コンプライアンスの意義と概要 ④苦情・相談等への対応

Ⅳ コンプライアンスに係る監査計画

上記Ⅲの取り組み事項のうち、「現金取引に係る内部管理態勢」について、支所・事業所等の監査を実施する。
また、コンプライアンス・プログラムが予定通り実践されているかについても、リスク管理課への監査を通じて、検証を行う。

具体的な監査項目及び監査実施時期については、内部監査計画による。

Ⅴ コンプライアンス・プログラムの進捗管理の徹底と改善

1. コンプライアンス・プログラムの進捗管理の徹底

リスク管理課は、上記取り組み事項について各部門からの報告や各部門へのモニタリング等を通じて進捗管理を行うとともに、進捗状況を半期ごとに経営リスク管理委員会・理事会に報告し、組織全体でコンプライアンス・プログラムの履行・達成状況を確認する。

2. コンプライアンス・プログラムの見直し

自主検査の結果やコンプライアンス統括部署によるモニタリング、内部監査・監事監査結果や会計監査人監査・行政検査結果等を踏まえ、年度途中で新たな対策や既に取り組んでいる事項の大幅な見直しが必要となった場合には、適宜、コンプライアンス・プログラムの見直し・改善を行う。

Ⅵ 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までを実施期間とする。

◆金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所（電話：03-6837-1359）やJA共済連相談受付センター（電話：0120-536-093）とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

苦情等受付窓口（受付時間 月～金 9時～17時）

☆JAふくおか嘉穂 本所 ☎ 0948-24-7060

☆JAバンク相談所 ☎ 03-6837-1359

☆JA共済相談受付センター ☎ 0120-536-093

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

●信用事業

福岡県弁護士会紛争解決センター 福岡県弁護士会館 （電話：092-791-1840）

福岡県弁護士会紛争解決センター 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）

福岡県弁護士会紛争解決センター 久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）

なお、福岡県弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

●共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

◆金融商品の勧誘方針

当組合は金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し組合員・利用者の皆様の立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めます。

1. 組合員・利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる早朝・深夜の時間帯での訪問は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。

◆個人情報の取扱い方針

◇個人情報保護方針

福岡嘉穂農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本方針であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下にも同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱います。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われる場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役職員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第5項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇情報セキュリティ基本方針

福岡嘉穂農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、ＩＴ基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◆内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の適切性の維持・改善に努めています。また、内部監査は、ＪＡの本所・支所の全てを対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしています。特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

5. 自己資本の状況

◆自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。また、内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和６年３月末における自己資本比率は、12.26%となりました。

◆経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	福岡嘉穂農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,535百万円 (前年度2,446百万円)

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

とりわけ、財務基盤強化のため、増資運動に取り組んでおり、令和５年度末の出資金金額は、前年対比89百万円増の約25億円となっています。

VII.直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

1. 決算の状況

◆貸借対照表

(単位：千円)

資 産		
科 目	令和4年度	令和5年度
1 信用事業資産	120,538,585	118,777,177
(1) 現金	528,859	494,224
(2) 預 金	102,078,532	100,600,502
系統預金	102,049,676	100,582,954
系統外預金	28,855	17,548
(3) 有価証券	1,076,526	1,987,191
国 債	985,566	1,431,381
地方債	90,960	555,810
(4) 貸 出 金	16,794,973	15,647,556
(5) その他信用事業資産	113,186	99,221
未 収 収 益	62,274	64,461
その他の資産	50,912	34,760
(6) 貸倒引当金	△ 53,491	△ 51,517
2 共済事業資産	74	80
(1) その他の共済事業資産	74	80
3 経済事業資産	1,422,763	1,183,503
(1) 経済事業未収金	434,588	400,303
(2) 経済受託債権	574,677	460,526
(3) 棚 卸 資 産	146,582	122,280
購 買 品	136,096	111,454
その他棚卸資産	10,485	10,826
(4) その他の経済事業資産	299,592	224,211
(5) 貸倒引当金	△ 32,676	△ 23,816
4 雑 資 産	533,589	372,354
その他の資産	533,589	373,272
(うち貸倒引当金)	0	△ 918
5 固 定 資 産	6,489,697	5,973,396
(1) 有形固定資産	6,480,150	5,965,034
建 物	5,348,187	5,325,574
構 築 物	1,021,474	848,174
機 械 装 置	963,588	976,045
土 地	3,740,936	3,609,821
その他の有形固定資産	879,569	876,713
減価償却累計額(控除)	△ 5,473,605	△ 5,671,293
(2) 無形固定資産	9,547	8,363
6 外 部 出 資	3,847,790	4,561,290
(1) 外 部 出 資	3,847,790	4,561,290
系統出資	3,657,710	4,371,210
系統外出資	190,080	190,080
7 繰延税金資産	72,055	103,561
資産の部合計	132,904,553	130,971,361

負 債 お よ び 純 資 産		
科 目	令和4年度	令和5年度
1 信用事業負債	123,945,824	122,353,526
(1) 貯 金	123,627,812	122,077,183
(2) 借 入 金	139,870	120,430
(3) その他信用事業負債	178,141	155,913
未 払 費 用	14,129	16,602
その他の負債	164,011	139,311
2 共済事業負債	346,108	341,601
(1) 共 済 資 金	163,641	164,225
(2) 未経過共済付加収入	182,467	177,376
3 経済事業負債	933,420	755,856
(1) 経済事業未払金	303,507	219,841
(2) 経済受託債務	620,908	523,011
(3) その他経済事業負債	9,005	13,004
4 雑 負 債	194,217	258,097
(1) 未払法人税等	11,174	22,860
(2) その他の負債	183,043	235,237
5 諸 引 当 金	183,074	214,651
(1) 賞 与 引 当 金	47,153	49,425
(2) 退職給付引当金	127,821	146,326
(3) 役員退職慰労引当金	8,100	18,900
6 再評価に係る繰延税金負債	502,799	499,096
負債の部合計	126,105,440	124,422,827
1 組 合 員 資 本	5,764,880	5,600,698
(1) 出 資 金	2,446,257	2,534,573
(2) 利 益 剰 余 金	3,336,476	3,086,859
利 益 準 備 金	1,305,819	1,335,819
その他利益剰余金	2,030,657	1,751,040
施設・設備導入等積立金	85,000	100,000
固定資産減損積立金	100,000	0
施設大規模修繕積立金	100,000	100,000
貸倒損失等特別積立金	100,000	100,000
固定資産処分積立金	50,000	50,000
経営安定化積立金	100,000	0
直売施設等強化対策積立金	250,000	280,000
特 別 積 立 金	1,039,417	1,039,417
当期末処分剰余金	206,240	81,623
(うち当期剰余金)	(116,402)	-
(うち当期損失金)	-	(235,774)
(3) 処分未済持分	△ 17,853	△ 20,734
2 評価・換算差額等	1,034,232	947,836
(1) その他有価証券評価差額金	△ 15,976	△ 92,709
(2) 土地再評価差額金	1,050,208	1,040,545
純資産の部合計	6,799,112	6,548,534
負債および純資産の部合計	132,904,553	130,971,361

◆損益計算書

項 目	令和4年度	令和5年度
1 事業総利益	2,074,732	2,028,135
事業収益	4,427,552	4,471,982
事業費用	2,352,821	2,443,847
(1)信用事業収益	842,199	853,462
資金運用収益	788,588	794,378
(うち預金利息)	472,020	472,564
(うち有価証券利息)	7,894	17,460
(うち貸出金利息)	230,652	230,588
(うちその他受入利息)	78,021	73,766
役務取引等収益	25,647	26,837
その他経常収益	27,965	32,247
(2)信用事業費用	89,154	126,978
資金調達費用	22,125	36,222
(うち貯金利息)	21,488	35,971
(うち給付補填備金繰入)	501	212
(うち借入金利息)	136	39
役務取引等費用	14,097	13,911
その他経常費用	52,931	76,845
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(0)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 17,155)	(△ 1,974)
信用事業総利益	753,045	726,484
(3)共済事業収益	592,930	549,370
共済付加収入	551,214	523,290
その他の収益	41,716	26,080
(4)共済事業費用	29,916	27,007
共済推進費	9,913	10,208
その他の費用	20,003	16,799
共済事業総利益	563,015	522,363
(5)購買事業収益	2,203,276	2,118,546
購買品供給高	2,153,940	2,064,332
購買手数料	7,180	6,696
修理サービス料	21,633	17,003
その他の収益	20,522	30,515
(6)購買事業費用	1,826,509	1,776,932
購買品供給原価	1,779,591	1,712,540
購買品供給費	47,317	43,811
修理サービス費	6,156	2,780
その他の費用	△ 6,555	17,801
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(7,422)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 17,409)	(0)
購買事業総利益	376,767	341,614
(7)販売事業収益	321,386	412,165
販売品販売高	155,928	214,232
販売手数料	126,446	150,372
その他の収益	39,012	47,561
(8)販売事業費用	174,540	222,177
販売品販売原価	127,206	170,635
その他の費用	47,333	51,542
(うち貸倒引当金繰入額)	(5,415)	(0)
(うち貸倒引当金戻入益)	(0)	(△ 16,282)
販売事業総利益	146,847	189,988
(9)保管事業収益	16,848	16,744
(10)保管事業費用	4,009	2,581
保管事業総利益	12,838	14,163
(11)加工事業収益	71,356	43,308
(12)加工事業費用	64,565	35,989
加工事業総利益	6,791	7,319
(13)利用・育苗事業収益	112,242	115,089
(14)利用・育苗事業費用	78,719	86,668
利用・育苗事業総利益	33,523	28,421
(15)カントリー・ライスセンター事業収益	165,296	171,565
(16)カントリー・ライスセンター事業費用	67,283	72,132
カントリー・ライスセンター事業総利益	98,013	99,433

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
(17)大豆センター収益	3,254	5,393
(18)大豆センター費用	2,406	2,789
大豆センター事業総利益	849	2,604
(19)宅地等供給事業収益	3,911	16,644
(20)宅地等供給事業費用	986	2,296
宅地等供給事業総利益	2,925	14,348
(21)葬祭事業収益	277,974	270,708
(22)葬祭事業費用	161,045	155,495
葬祭事業総利益	116,930	115,213
(23)学生管理事業収益	4,233	3,928
(24)学生管理事業費用	838	950
学生管理事業総利益	3,395	2,978
(25)指導事業収益	13,303	15,380
(26)指導事業費用	53,508	52,173
指導事業収支差額	△ 40,205	△ 36,793
2 事業管理費	1,924,798	1,955,565
(1)人件費	1,294,114	1,306,505
(2)業務費	169,009	163,531
(3)諸税負担金	62,091	62,541
(4)施設費	388,764	411,508
(5)その他管理費	10,820	11,480
事業利益	149,934	72,570
3 事業外収益	90,482	89,922
(1)受取雑利息	35	52
(2)受取出資配当金	64,034	63,905
(3)賃貸料	15,279	15,777
(4)雑収入	11,049	10,188
(5)貸倒引当金戻入益	3	0
(6)償却債権取立益	83	0
4 事業外費用	29,321	17,942
(1)寄付金	936	1,023
(2)賃貸費用	3,863	3,763
(3)その他貸倒引当金繰入	0	918
(4)雑損失	24,522	12,238
経常利益	211,095	144,551
5 特別利益	23,538	30,924
(1)固定資産処分益	186	586
(2)一般補助金	23,352	30,338
6 特別損失	102,859	404,236
(1)固定資産処分損	1,597	1,491
(2)固定資産圧縮損	15,702	4,189
(3)減損損失	77,909	372,407
(4)リース資産圧縮損	7,650	26,149
税引前当期剰余金	131,775	-
税引前当期損失	-	228,761
7 法人税等合計	15,373	7,013
法人税・住民税及び事業税	20,370	36,672
(うち過年度法人税等追徴額)	0	0
法人税等調整額	△ 4,997	△ 29,659
当期剰余金	116,402	-
当期損失金	-	235,774
当期首繰越剰余金	57,968	64,734
土地再評価差額金取崩額	△ 29,130	9,663
目的積立金取崩額	61,000	43,000
経営安定化積立金取崩額		100,000
固定資産減損積立金取崩額		100,000
当期末処分剰余金	206,240	81,623

令和4年度 注 記 表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評 価 基 準 及 び 評 価 方 法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券 （時価のあるもの）	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
その他有価証券 （市場価格のない株式等）	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評 価 基 準 及 び 評 価 方 法
購買品（数量管理品）	
肥料・農薬等の 生産資材	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
農機具	個別法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（売価管理品）	売価還元法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産	主として、売価還元法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(収益認識に関する事項)

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 利用・育苗事業

育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ カントリー・ライスセンター事業

カントリーエレベーター、ライスセンターを設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に粉摺りや乾燥等の作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 葬祭事業

葬祭場を設置して葬儀の執行等を請け負う事業であり、利用者等との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行等が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦ 指導事業

葬祭場を設置して葬儀の執行等を請け負う事業であり、利用者等との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行等が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧ その他事業

保管事業、大豆センター事業、学生管理事業、宅地等供給事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって事業別の収益及び費用は事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部取引を控除した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 90,412,944円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。

よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 77,909,388円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,656,988,257円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 建物	(圧縮記帳累計額) 771,198,770 円
(種類) 建物附属設備	(圧縮記帳累計額) 89,932,634 円
(種類) 構築物	(圧縮記帳累計額) 101,797,239 円
(種類) 機械装置	(圧縮記帳累計額) 658,628,450 円
(種類) 車両運搬具	(圧縮記帳累計額) 1,620,585 円
(種類) 器具・備品	(圧縮記帳累計額) 33,810,579 円

2. 担保に供している資産

以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

(種類) 預金	(金額) 1,000,000,000 円
---------	----------------------

3. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

・理事及び監事に対する金銭債権の総額	(金額) 21,947,000 円
--------------------	-------------------

4. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第204 条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるもの）に該当する金額は174,873,420円であり、その内訳は次のとおりです。

（単位：円）

種 類	残 高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	99,225,995
危険債権	75,647,425
三月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合 計	174,873,420

（注）貸倒引当金控除前の金額である。

注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（注1に掲げるものを除く。）をいう。

注3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1、注2及び注3に掲げるものを除く。）をいう。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

・再評価の方法	固定資産税評価額に基づく再評価
・再評価の年月日	平成12年3月31日
・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価との合計額を下回る金額	1,003,770,536 円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所ごとに、経済事業を行う施設については事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

ただし、葬祭事業関連施設は同種の施設単位でグルーピングしています。

本所については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産及び減損損失に計上した金額と
主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場所	用途	計	土地	建物	その他
嘉穂支所	支所	25,886,595 円	9,762,975 円	8,442,815 円	7,680,805 円
旧ふれあい市穂波店	遊休(業務外固定資産)	14,437,751 円	5,949,589 円	7,150,609 円	1,337,553 円
高田農業倉庫	遊休(業務外固定資産)	55,677 円	55,677 円	0 円	0 円
山田農業倉庫跡地	遊休(業務外固定資産)	938 円	938 円	0 円	0 円
A C 内野跡地	遊休(業務外固定資産)	428,443 円	428,443 円	0 円	0 円
旧嘉穂会館	賃貸(業務外固定資産)	1,290,056 円	1,199,751 円	90,305 円	0 円
旧A コープ大分店	賃貸(業務外固定資産)	24,773,500 円	2,083,764 円	22,458,888 円	230,848 円
旧鎮西出張所	賃貸(業務外固定資産)	8,264,289 円	5,482,732 円	2,781,557 円	
旧幸袋出張所	賃貸(業務外固定資産)	1,886,310 円	0 円	1,886,310 円	0 円
忠隈字川原 484-3	賃貸(業務外固定資産)	53,410 円	53,410 円	0 円	0 円
ふれあい市穂波内賃貸	賃貸(業務外固定資産)	629,745 円	0 円	629,745 円	0 円
旧鎮西出張所裏地	賃貸(業務外固定資産)	97,591 円	97,591 円	0 円	0 円
旧庄内支所敷地一部	賃貸(業務外固定資産)	105,083 円	105,083 円	0 円	0 円
合計		77,909,388 円	25,219,953 円	43,440,229 円	9,249,206 円

(2) 減損損失の認識に至った経緯

嘉穂支所については、市場価格の著しい悪化が見られ使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。また、旧ふれあい市穂波店ほか3施設については現在遊休化しており今後の利用計画も策定していないことから、帳簿価格を回収可能額まで減額し当該減少額を減損損失額として計上しました。

旧嘉穂会館ほか7施設については、「保有する資産の管理」として賃貸を行っており、帳簿価格から当組合が見積った短期間の将来キャッシュ・フローを加味した回収可能額まで減額し当該減少額を減損損失額として計上しました。

以上、減損損失額を77,909,388円として特別損失に計上しました。

(3) 回収可能価額の算定方法

- ・嘉穂支所の固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は4.39%です。
- ・高田農業倉庫以下用途区分「遊休」の回収可能額は正味売却価格を採用しており、時価は固定資産税評価額をもとに算定しています。
- ・明星寺ガス庫用途区分「賃貸」についての、回収可能額は使用価値を採用しており、適用した割引率は4.39%です。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、系統外預金による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査保全課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクにかかる定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.43%上昇したものと想定した場合には、経済価値が193,501千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場

合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	102,078,531,593	102,066,282,638	△ 12,248,955
有価証券	1,076,526,213		
満期保有目的の債券	98,856,213	106,450,000	7,593,787
その他有価証券	977,670,000	977,670,000	—
貸出金	16,794,973,034		
貸倒引当金（※1）	△ 53,490,616		
貸倒引当金控除後	16,741,482,418	17,078,583,924	337,101,506
経済未収金	434,587,867		
貸倒引当金（※2）	△ 32,675,855		
貸倒引当金控除後	401,912,012	401,912,012	—
資産計	120,298,452,236	120,630,898,574	332,446,338
貯金	123,627,812,496	123,604,643,348	△ 23,169,148
経済未払金	303,507,146	303,507,146	—
負債計	123,931,319,642	123,908,150,494	△ 23,169,148

※1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

※2：経済未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権等については、時価は帳簿価額から貸倒引当金を控除した額によっています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②経済未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	3,847,790,001円

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	102,078,531,593	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	1,100,000,000
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	100,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	1,000,000,000
貸出金	3,501,293,454	1,198,120,943	1,079,502,841	958,880,224	853,154,138	9,096,851,087
経済事業未収金	381,564,210	—	—	—	—	—
合 計	105,961,389,257	1,198,120,943	1,079,502,841	958,880,224	853,154,138	10,196,851,087

注1：貸出金のうち、当座貸越 259,427,174 円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

注2：貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 107,170,347 円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

注3：経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 53,023,657 円は償還の予定が見込まれないため、含まれていません。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	109,816,489,808	6,439,098,725	6,481,144,461	491,470,895	399,608,607	—
合 計	109,816,489,808	6,439,098,725	6,481,144,461	491,470,895	399,608,607	—

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

Ⅵ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

(単位：円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	98,856,213	106,450,000	7,593,787
合 計		98,856,213	106,450,000	7,593,787

(2) その他有価証券

(単位：円)

		取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	差額
貸借対照表計上額が 取得価額又は償却原価 を超えるもの	国 債	396,917,083	416,950,000	20,032,917
貸借対照表計上額が 取得価額又は償却原価 を超えないもの	国 債	491,179,379	469,760,000	△ 21,419,379
	地方債	100,000,000	90,960,000	△ 9,040,000
	小 計	591,179,379	560,720,000	△ 30,459,379
合 計		988,096,462	977,670,000	△ 10,426,462

なお、上記評価差額金から繰延税金負債5,549,118円を差引いた額△15,975,580円が「その他有価証券評価差額金」に含まれます。

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	106,604,898 円
退職給付費用	53,833,166 円
退職給付の支払額	△ 2,394,466 円
特定退職共済制度への拠出金	△ 30,223,000 円
期末における退職給付引当金	127,820,598 円

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	605,480,900 円
特定退職共済制度	△ 477,660,302 円
未積立退職給付債務	127,820,598 円
退職給付引当金	127,820,598 円

4. 退職給付に関する損益

勤務費用	53,833,166 円
臨時に支払った割増退職金	1,668,000 円
退職給付費用	55,501,166 円

5. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金14,610,992円を拠出しています。

なお、同組合より示された当期末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は135,573,000円となっています。

VIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒損失	7,144,202 円
退職給付引当金	35,406,306 円
減損損失（減価償却資産）	101,177,915 円
貸倒引当金超過額	9,340,736 円
賞与引当金	13,061,398 円
減損損失（土地）	16,689,778 円
その他有価証券評価差額金	8,437,248 円
その他	16,297,787 円
繰延税金資産小計	207,555,370 円
評価性引当額	△ 117,142,426 円
繰延税金資産合計（A）	90,412,944 円

繰延税金負債	
全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△ 12,808,480 円
有価証券評価差額金	△ 5,549,118 円
繰延税金負債合計（B）	△ 18,357,598 円

繰延税金資産の純額（A）＋（B） 72,055,346 円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の原因

法定実効税率	27.70 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.67 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 6.72 %
住民税均等割等	3.40 %
法人税額の特別控除	△ 2.63 %
評価性引当額の増減	△ 15.87 %
その他	0.12 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.67 %

IX. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

令和5年度 注 記 表

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評 価 基 準 及 び 評 価 方 法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券 （時価のあるもの）	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
その他有価証券 （市場価格のない株式等）	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評 価 基 準 及 び 評 価 方 法
購買品（数量管理品）	
肥料・農薬等の 生産資材	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
農機具	個別法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（売価管理品）	売価還元法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産	主として、売価還元法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(収益認識に関する事項)

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 利用・育苗事業

育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ カントリー・ライスセンター事業

カントリーエレベーター、ライスセンターを設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に粉摺りや乾燥等の作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 葬祭事業

葬祭場を設置して葬儀の執行等を請け負う事業であり、利用者等との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行等が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦ 指導事業

葬祭場を設置して葬儀の執行等を請け負う事業であり、利用者等との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行等が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧ その他事業

保管事業、大豆センター事業、学生管理事業、宅地等供給事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって事業別の収益及び費用は事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部取引を控除した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 116,369,609円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 372,406,546円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,660,926,922円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 建物	(圧縮記帳累計額) 771,198,770 円
(種類) 建物附属設備	(圧縮記帳累計額) 89,932,634 円
(種類) 構築物	(圧縮記帳累計額) 101,797,239 円
(種類) 機械装置	(圧縮記帳累計額) 662,178,449 円
(種類) 車両運搬具	(圧縮記帳累計額) 1,620,585 円
(種類) 器具・備品	(圧縮記帳累計額) 34,199,245 円

2. 担保に供している資産

以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

(種類) 預金	(金額) 11,600,000,000 円
---------	-----------------------

3. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

・ 理事及び監事に対する金銭債権の総額	(金額) 14,791,669 円
---------------------	-------------------

4. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第204 条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるもの）に該当する金額は202,728,014円であり、その内訳は次のとおりです。

（単位：円）

種 類	残 高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	149,859,973
危険債権	52,868,041
三月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合 計	202,728,014

注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（注1に掲げるものを除く。）をいう。

注3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1、注2及び注3に掲げるものを除く。）をいう。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

・ 再評価の方法	固定資産税評価額に基づく再評価
・ 再評価の年月日	平成12年3月31日
・ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価との合計額を下回る金額	1,198,580,855 円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所ごとに、経済事業を行う施設については事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

ただし、葬祭事業関連施設は同種の施設単位でグルーピングしています。

本所については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産としています。

当事業年度に減損を計上した固定資産及び減損損失に計上した金額と
主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場所	用途	計	土地	建物	その他
カホテラス（宅地等供給事業）	事業所	359,741,477 円	116,467,326 円	47,571,893 円	195,702,258 円
旧額田給油所	遊休（業務外固定資産）	6,243,137 円	6,243,137 円	0 円	0 円
旧飯塚給油所	遊休（業務外固定資産）	3,870,412 円	3,572,949 円	0 円	297,463 円
旧高田出張所	遊休（業務外固定資産）	208,949 円	208,949 円	0 円	0 円
旧 AC 内野等敷地	遊休（業務外固定資産）	122,260 円	122,260 円	0 円	0 円
内野第 5 号農業倉庫	遊休（業務外固定資産）	22,994 円	22,994 円	0 円	0 円
旧鎮西出張所	賃貸（業務外固定資産）	1,189,184 円	788,934 円	400,250 円	0 円
旧幸袋出張所	賃貸（業務外固定資産）	509,970 円	0 円	509,970 円	0 円
旧ふれあい市穂波内賃貸	賃貸（業務外固定資産）	415,293 円	123,253 円	292,040 円	0 円
旧鎮西出張所裏	賃貸（業務外固定資産）	82,870 円	82,870 円	0 円	0 円
合計		372,406,546 円	127,632,672 円	48,774,153 円	195,999,721 円

(2) 減損損失の認識に至った経緯

カホテラス（宅地等供給事業）については、テナント誘致の現況を踏まえると回収可能額を著しく低下させる可能性があることから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。また、旧額田給油所、旧飯塚給油所については令和6年2月末で閉店したことから、旧高田出張所ほか2施設については現在遊休化しており今後の利用計画も策定していないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し当該減少額を減損損失額として計上しました。

旧鎮西出張所ほか3施設については、「保有する資産の管理」として賃貸を行っており、帳簿価額から当組合が見積った短期間の将来キャッシュ・フローを加味した回収可能額まで減額し当該減少額を減損損失額として計上しました。

以上、減損損失額を372,406,546円として特別損失に計上しました。

(3) 回収可能価額の算定方法

- ・カホテラス（宅地等供給事業）の固定資産の回収可能価額については正味売却価格を採用しており、時価は固定資産税評価額をもとに算定しています。
- ・旧額田給油所以下用途区分「遊休」の回収可能額は正味売却価格を採用しており、時価は固定資産税評価額をもとに算定しています。
- ・旧鎮西出張所以下用途区分「賃貸」についての、回収可能額は使用価値を採用しており、適用した割引率は3.78%です。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、系統外預金による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査保全課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクにかかる定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が178,272千円増加するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場

合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	100,600,501,851	100,536,501,776	△ 64,000,075
有価証券	1,987,190,591		
満期保有目的の債券	98,970,591	103,990,000	5,019,409
その他有価証券	1,888,220,000	1,888,220,000	—
貸出金	15,647,556,226		
貸倒引当金（※1）	△ 51,516,984		
貸倒引当金控除後	15,596,039,242	15,867,847,504	271,808,262
資産計	118,183,731,684	118,396,559,280	212,827,596
貯金	122,077,183,454	121,991,100,421	△ 86,083,033
負債計	122,077,183,454	121,991,100,421	△ 86,083,033

※1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

地方債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

外部出資	貸借対照表計上額 4,561,290,001円
------	----------------------------

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	100,600,501,851	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	2,100,000,000
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	100,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	2,000,000,000
貸出金	1,987,178,777	1,212,886,655	1,093,661,285	980,763,033	870,950,332	9,402,529,619
合 計	102,587,680,628	1,212,886,655	1,093,661,285	980,763,033	870,950,332	11,502,529,619

注1：貸出金のうち、当座貸越 249,556,183 円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。

注2：貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 99,586,525 円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	107,702,369,996	5,755,893,217	7,503,330,920	371,060,005	744,529,316	—
合 計	107,702,369,996	5,755,893,217	7,503,330,920	371,060,005	744,529,316	—

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めて開示しています。

Ⅵ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

(単位：円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	98,970,591	103,990,000	5,019,409
合 計		98,970,591	103,990,000	5,019,409

(2) その他有価証券

(単位：円)

		取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	差額
貸借対照表計上額が 取得価額又は償却原価 を超えるもの	国 債	496,914,403	510,260,000	13,345,597
貸借対照表計上額が 取得価額又は償却原価 を超えないもの	国 債	885,138,864	822,150,000	△ 62,988,864
	地方債	598,876,067	555,810,000	△ 43,066,067
	小 計	1,484,014,931	1,377,960,000	△ 106,054,931
合 計		1,980,929,334	1,888,220,000	△ 92,709,334

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	127,820,598 円
退職給付費用	53,595,346 円
退職給付の支払額	△ 2,845,589 円
特定退職共済制度への拠出金	△ 32,244,000 円
期末における退職給付引当金	146,326,355 円

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	648,225,500 円
特定退職共済制度	△ 501,899,145 円
未積立退職給付債務	146,326,355 円
退職給付引当金	146,326,355 円

4. 退職給付に関する損益

勤務費用	53,595,346 円
退職給付費用	53,595,346 円

5. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金15,080,072円を拠出しています。

なお、同組合より示された当期末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は119,295,000円となっています。

VIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒損失	7,144,202 円
退職給付引当金	40,532,400 円
減損損失（減価償却資産）	158,070,970 円
貸倒引当金	7,903,885 円
賞与引当金	13,690,644 円
減損損失（土地）	49,299,945 円
その他有価証券評価差額金	25,680,485 円
その他	22,441,528 円
繰延税金資産小計	324,764,059 円
評価性引当額	△ 208,394,450 円
繰延税金資産合計（A）	116,369,609 円

繰延税金負債	
全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△ 12,808,480 円
繰延税金負債合計（B）	△ 12,808,480 円

繰延税金資産の純額（A）＋（B） 103,561,129 円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の原因

法定実効税率と法人税等負担率との差異については、税引前当期損失を計上しているため、内容の記載を省略しております。

IX. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

◆剰余金処分計算書

(単位：千円)

年 度		令和 4 年度	令和 5 年度
項 目			
1	当期末処分剰余金	206,240	81,623
2	任意積立金の目的外取崩	0	300,000
3	剰余金処分別	141,505	294,656
	(1) 利益準備金への繰入	30,000	30,000
	(2) 任意積立金の積立	88,000	240,000
	農 業 振 興 支 援 特 別 積 立 金	20,000	17,000
	ファーマーズ販売等支援対策積立金	10,000	1,000
	青壮年部・後継者育成対策積立金	2,000	1,000
	女 性 部 奨 励 積 立 金	3,000	1,000
	経 営 安 定 化 積 立 金	0	100,000
	固定資産減損積立金取崩額	0	100,000
	施設・設備導入等積立金	15,000	0
	直売施設等強化対策積立金	30,000	20,000
	生産資材高騰対策特別積立金	8,000	0
	(3) 出資に対する配当金	23,505	24,656
	(4) 事業分量配当金	0	0
	うち回転出資金への出資	0	0
4	次期繰越剰余金	64,735	86,967

配当基準

令和4年度

- (1) 出資配当の基準は年1.00%です。
- (2) 特別配当は行っていません。
- (3) 次期繰越剰余金には、営農指導、生活、文化改善の費用に充てるための繰越額 10,000,000円が含まれています。

令和5年度

- (1) 出資配当の基準は年1.00%です。
- (2) 特別配当は行っていません。
- (3) 次期繰越剰余金には、営農指導、生活、文化改善の費用に充てるための繰越額 10,000,000円が含まれています。

2. 財務諸表の正確性等にかかる確認

経営者確認

私は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、計算書類作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・ 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。
- ・ 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・ 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

令和 6年 6月 27日

福岡嘉穂農業協同組合

代表理事組合長 笹尾 宏 俊

3. 会計監査人の監査

令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

4. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
経常収益	5,202	4,721	4,554	4,628	4,592
信用事業収益	967	883	849	842	853
共済事業収益	695	643	624	593	549
農業関連事業収益	1,421	1,350	1,267	1,317	1,545
生活・その他事業収益	2,100	1,828	1,800	1,863	1,630
営農指導事業	19	17	14	13	15
経常利益	243	189	249	211	145
当期剰余金（注）	174	△ 157	181	116	△ 229
出資金	2,038	2,128	2,314	2,446	2,534
（出資口数）	(2,038,114)	(2,128,371)	(2,314,003)	(2,446,257)	(2,534,573)
純資産額	6,355	6,263	6,598	6,799	6,548
総資産額	134,783	137,507	136,137	132,905	130,971
貯金残高	125,927	128,570	126,966	123,628	122,077
貸出金残高	16,672	16,691	16,572	16,795	15,647
有価証券残高	331	324	706	1,077	1,987
剰余金配当金額	19	21	22	24	25
・ 出資配当の額	19	21	22	24	25
・ 事業利用分量配当の額	0	0	0	0	0
職員数（人）	271	278	260	281	272
単体自己資本比率（％）	11.83	11.44	12.04	12.20	12.26

注：・ 当期剰余金は、銀行等の当期利益金に相当するものです。

・ 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しております。

5. 利益総括表

(単位：百万円)

	令和 4 年度	令和 5 年度
資金運用収支	767	773
役務取引等収支	12	12
その他信用事業収支	△ 25	△ 25
信用事業粗利益	842	848
信用事業粗利益率	0.625%	0.597%
事業粗利益	2,075	2,028
事業粗利益率	1.610%	1.511%
事業純益	195	157
実質事業純益	198	163
コア事業純益	198	163
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	198	163

注) 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 事業粗利益率＝事業粗利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

(単位：百万円)

	令和 4 年度	令和 5 年度
資金運用収益	789	795
うち預金利息	472	473
うち特別配当	78	74
うち有価証券利息	8	17
うち有価証券損失	0	0
うち貸付金利息	231	231
うちその他受入利息	0	0
役務取引等収益	26	26
その他事業経常収益	28	28
その他経常収益	0	0
信用事業収益計	842	848
資金調達費用	22	22
うち貯金利息	21	21
うち給付補てん備金繰入	1	1
うち譲渡性貯金利息	0	0
うち借入金利息	0	0
役務取引等費用	14	14
その他直接費用	53	53
その他経常費用	0	0
信用事業費用計	89	89

6. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	令和 4 年度			令和 5 年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	120,085	789	0.592	121,083	794	0.595
うち預金	102,470	550	0.537	102,734	546	0.532
うち貸出金	16,740	231	1.378	16,673	231	1.383
うち有価証券	875	8	0.902	1,676	17	1.042
資金調達勘定	123,777	22	0.018	125,181	36	0.029
うち貯金・定積	123,637	22	0.018	125,052	36	0.029
うち借入金	140	0	0.097	129	0	0.030
総資金利ざや	—	—	0.224	—	—	0.234

注) 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金運用原価（資金調達利回り＋経費率）
 経費率＝信用部門の事業管理費÷資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高

7. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	令和 4 年度増減額	令和 5 年度増減額
受取利息	△ 26	5
うち貸出金	1	0
うち有価証券	4	9
うち預金	△ 31	△ 4
支払利息	△ 13	14
うち貯金・定期積金	△ 13	14
うち譲渡性貯金	0	0
うち借入金	0	0
差し引き	△ 13	△ 9

注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の利息には、信連からの事業分量配当金、奨励金が含まれています。

8. 自己資本の充実の状況

以下で使用している用語については、56・57ページの「自己資本比率の算定に関する用語解説一覧」をご参照ください。

◆自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額	5,576	5,740
うち、出資金及び資本準備金の額	2,535	2,446
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	3,087	3,336
うち、外部流出予定額 (△)	△ 25	△ 24
うち、上記以外に該当するものの額	△ 21	△ 18
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6	6
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6	6
うち、適格引当金コア資本算入額	0	0
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	70
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,582	5,818
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	8	10
うち、のれんに係るものの額	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	8	10
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	0
適格引当金不足額	0	0
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0
前払年金費用の額	0	0
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	8	9
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	5,574	5,808
リスク・アセット		
信用リスク・アセットの額の合計額	41,550	43,626
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	0	△ 588
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	0	△ 2,141
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	0	1,553
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,901	3,952
信用リスク・アセット調整額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0	0
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	45,451	47,578
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	12.26%	12.20%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。
- 当 J A は、信用リスク・アセットの算出にあたっては標準的手法、信用削減手法にあたっては簡便手法、オペレーショナルリスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 当 J A が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

◆自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用 語	内 容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
自己資本の額	「コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額「経過措置適用後の額」」のことです。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新BIS規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。

用 語	内 容
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築コスト（同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要となるコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことであります。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことであります。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つI/O ストリップス	信用補完機能を持つI/O ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
上下200ベースポイントの平行移動	金利リスクの算出において、市場金利が一律2%（0.01%が1ベースポイント）上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことであります。
1パーセンタイル値・99パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、期間ごとの金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の1%目もしくは99%目の値を変化幅として使用する方法のことであります。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本（基本的項目と補完的項目）に対して20%を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、当局が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

◆自己資本の充実の状況

◇信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスクアセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
1. 現金	529	0	0	494	0	0
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	988	0	0	1,483	0	0
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0
4. 国際決済銀行等向け	0	0	0	0	0	0
5. 我が国の地方公共団体向け	595	0	0	1,371	0	0
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0	0	0	0
7. 国際開発銀行向け	0	0	0	0	0	0
8. 地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0
9. 我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
10. 地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	102,080	20,416	817	100,602	20,120	805
12. 法人等向け	24	24	1	24	24	1
13. 中小企業等向け及び個人向け	1,522	783	31	1,640	840	34
14. 抵当権付住宅ローン	4,575	1,582	63	4,453	1,538	62
15. 不動産取得等事業向け	1,013	968	39	1,068	1,021	41
16. 三月以上延滞等	136	157	6	116	118	5
17. 取立未済手形	7	1	0	13	3	0
18. 信用保証協会等保証付	7,342	724	29	7,272	719	29
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0	0	0	0
20. 共済約款貸付	0	0	0	0	0	0
21. 出資等	414	414	17	414	414	17
（うち出資等のエクスポージャー）	414	414	17	414	414	17
（うち重要な出資のエクスポージャー）	0	0	0	0	0	0
22. 上記以外	12,042	19,145	766	10,532	16,753	670
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）			0	0	0	0
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー）	4,861	12,152	486	4,147	10,368	415
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	0	0	0	104	259	10
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	0	0	0	0	0	0
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	0	0	0	0	0	0
（うち上記以外のエクスポージャー）	7,182	6,993	280	6,282	6,126	245
23. 証券化	0	0	0	0	0	0
（うち STC 要件適用分）	0	0	0	0	0	0
（うち非 STC 適用分）	0	0	0	0	0	0
24. 再証券化	0	0	0	0	0	0
25. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	0	0	0	0	0	0
（うちリスクスルー方式）	0	0	0	0	0	0
（うちマンドート方式）	0	0	0	0	0	0
（うち蓋然性方式 250%）	0	0	0	0	0	0
（うち蓋然性方式 400%）	0	0	0	0	0	0
（うちフォールバック方式）	0	0	0	0	0	0
26. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	0	1,553	62	0	0	0
27. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	0	2,141	86	0	0	0
28. 標準的手法を適用するエクスポージャー別計	0	0	0	129,481	41,550	1,662
29. CVA リスク相当額 ÷ 8%	0	0	0	0	0	0
30. 中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0	0	0
合計（信用リスク・アセット額）	131,266	43,626	1,745	129,481	41,550	1,662

- 注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要なエクスポージャーが該当します。
4. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

◇オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び基礎的手法の額（単位：百万円）

令和4年度		令和5年度	
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額
a	$b = a \times 4\%$	a	$b = a \times 4\%$
3,952	158	3,901	156

注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

◇所要自己資本額（単位：百万円）

令和4年度		令和5年度	
リスク・アセット（分母）合計	所要自己資本額	リスク・アセット（分母）合計	所要自己資本額
a	$b = a \times 4\%$	a	$b = a \times 4\%$
47,578	1,903	45,451	1,818

◆信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

（イ）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

◇信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳（単位：百万円）

	令和4年度			令和5年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
信用リスク期末残高	131,266	16,691	1,088	129,481	15,551	2,083
信用リスク平均残高	120,029	16,744	877	121,056	16,680	1,697

注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳

（単位：百万円）

	令和4年度			令和5年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
国 内	131,266	16,691	1,088	129,481	15,551	2,083
国 外	—	—	—	—	—	—
合 計	131,266	16,691	1,088	129,481	15,551	2,083

注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳
(単位：百万円)

		令和 4 年度			令和 5 年度		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
			うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
法人	農業	564	152	0	569	156	0
	林業	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	106,947	1,427	0	104,761	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	0	0	0	0
	日本国政府・地方公共団体	595	495	1,088	1,483	0	2,083
	その他	1,063	74	0	8,054	843	0
個 人		14,619	14,543	0	14,614	14,552	0
そ の 他		7,478	0	0	0	0	0
合 計		131,266	16,691	1,088	129,481	15,551	2,083

注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。
2. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳
(単位：百万円)

		令和 4 年度			令和 5 年度		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
			うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
1 年以下		102,548	2,173	0	100,200	598	0
1 年超 3 年以下		1,338	588	0	578	578	0
3 年超 5 年以下		948	948	0	955	955	0
5 年超 7 年以下		1,031	1,031	0	1,328	1,328	0
7 年超 10 年以下		1,666	1,568	99	1,787	1,688	99
10 年超		11,103	10,114	989	12,052	10,067	1,984
期限の定めのないもの		12,632	269	0	12,581	337	0
合 計		131,266	16,691	1,088	129,481	15,551	2,083

注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の地域別の内訳
(単位：百万円)

	令和 4 年度	令和 5 年度
国 内	136	116
国 外	0	0
合 計	136	116

注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

◇三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の業種別の内訳

(単位：百万円)

		令和 4 年度	令和 5 年度
法人	農業	0	0
	林業	0	0
	水産業	0	0
	製造業	0	0
	鉱業	0	0
	建設・不動産業	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	金融・保険業	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0
	その他	0	0
個 人		136	116
合 計		136	116

注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分		令和 4 年度				令和 5 年度				
		期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額	
				目的使用	その他				目的使用	その他
一 般 貸 倒 引 当 金		6	6	0	6	6	6	6	0	6
個 別 貸 倒 引 当 金		109	50	0	109	50	50	80	0	50
国 内		109	50	0	109	50	50	80	0	50
国 外		0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人	農 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	林 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水 産 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個 人		109	80	0	109	80	50	80	0	50

◇貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目		令和 4 年度	令和 5 年度
法人	農業	0	0
	林業	0	0
	水産業	0	0
	製造業	0	0
	鉱業	0	0
	建設・不動産業	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	金融・保険業	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0
	その他	0	0
	個 人	0	0
合 計		0	0

◇信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和 4 年度			令和 5 年度		
		格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト 0%	0	2,112	2,112	0	3,348	3,348
	リスク・ウェイト 2%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト 4%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト 10%	0	7,342	7,342	0	7,272	7,272
	リスク・ウェイト 20%	0	102,086	102,086	0	100,614	100,614
	リスク・ウェイト 35%	0	4,575	4,575	0	4,453	4,453
	リスク・ウェイト 50%	0	11	11	0	11	11
	リスク・ウェイト 75%	0	1,522	1,522	0	1,640	1,640
	リスク・ウェイト 100%	0	11,641	11,641	0	7,815	7,815
	リスク・ウェイト 150%	0	105	105	0	85	85
	リスク・ウェイト 250%	0	3,434	3,434	0	4,251	4,251
	その他	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト 1250%	-	0	0	-	0	0
計		-	132,828	132,828	-	129,489	129,489

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 経過措置によって、リスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250% には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

◆信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が A- または A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にか

かわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

◇ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和 4 年度			令和 5 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	0	0	0	0	0	0
法人等向け	0	0	0	0	0	0
中小企業等向け及び個人向け	67	402	0	66	452	0
抵当権住宅ローン	0	59	0	0	54	0
不動産取得等事業向け	0	0	0	0	0	0
三月以上延滞等	0	16	0	0	16	0
証券化	0	0	0	0	0	0
上記以外	136	0	0	119	2	0
合 計	203	477	0	185	524	0

注) 1. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

2. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

◆ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

◆ 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

◆ 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇ 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するA L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された取引方針などに基つき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等又は株式等の評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和 4 年度		令和 5 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	0	0	0	0
非上場	3,848	3,848	4,561	4,561
合 計	3,848	3,848	4,561	4,561

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

	令和 4 年度			令和 5 年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上 場	0	0	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

◇貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

(単位：百万円)

	令和 4 年度		令和 5 年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	—	—	—	—
非上場	—	—	—	—
その他	△ 10	0	△ 93	0
合 計	△ 10	0	△ 93	0

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関係会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

	令和 4 年度		令和 5 年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

◆リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

◆金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し、金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ ΔEVE ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されことなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当組合では、普通貯金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 ΔEVE および ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 ΔEVE の前事業年度末からの変動要因は、貯金の増加及び貸出金の減少によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、
当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点
特段ありません。

◇金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	0	86	85
2	下方パラレルシフト	0	0	21	15
3	スティープ化	224	99		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	221	115		
7	最大値	224	115	86	85
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5,574		5,808	

- 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

Ⅷ.直近 2 事業年度における事業の実績

1. 信用事業

◆貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	令和 4 年度		令和 5 年度		増 減
流動性貯金	53,021	(42.9)	53,948	(43.1)	927
定期性貯金	70,503	(57.0)	71,005	(56.8)	502
その他の貯金	110	(0.1)	98	(0.1)	△ 12
計	123,634	(100.0)	125,051	(100.0)	1,417
譲渡性貯金	0	(0.0)	0	(0.0)	0
合計	123,634	(100.0)	125,051	(100.0)	1,417

注) 1：流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2：定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3：() は構成比です。

② 定期性貯金残高

(単位：百万円、%)

	令和 4 年度		令和 5 年度		増 減
定期貯金	68,413	(97.3)	66,539	(97.8)	△ 1,874
うち固定自由金利定期	68,413	(100.0)	66,539	(100.0)	△ 1,874
変動自由金利定期	0	(0.0)	0	(0.0)	0
定期積金	1,964	(2.7)	1,475	(2.2)	△ 489

注) 1：固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

2：変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

3：() は構成比です。

◆貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
手形貸付	483	427	△ 56
証書貸付	14,544	14,570	26
当座貸越	287	266	△ 21
合計	15,314	15,263	△ 51

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

	令和 4 年度		令和 5 年度		増 減
固定金利貸出	9,120	(54.5)	8,990	(57.5)	△ 130
変動金利貸出	7,148	(42.7)	6,232	(39.8)	△ 916
その他	474	(2.8)	425	(2.7)	△ 49
合計	16,742	(100.0)	15,647	(100.0)	△ 1,095

注：() 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
貯金・定期積金等	351	338	△ 13
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	0	0	0
その他担保物	69	56	△ 13
小 計	420	394	△ 26
農業信用基金協会保証	7,352	7,274	△ 78
その他保証	5,621	5,655	34
小 計	12,973	12,929	△ 44
信用	3,401	2,324	△ 1,077
合 計	16,794	15,647	△ 1,147

④ 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	令和 4 年度	令和 5 年度
貯金・定期積金等	実 績 な し	実 績 な し
有価証券		
動産		
不動産		
その他担保物		
小 計		
信用		
合 計		

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

	令和 4 年度		令和 5 年度		増 減
設備資金	11,981	(71.3)	11,960	(76.4)	△ 21
運転資金	4,813	(28.7)	3,687	(23.6)	△ 1,126
合 計	16,794	(100.0)	15,647	(100.0)	△ 1,147

注：() 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

	令和 4 年度		令和 5 年度		増 減
農業	1,135	(6.76)	1,385	(8.85)	250
林業	5	(0.03)	4	(0.03)	△ 1
製造業	1,251	(7.45)	1,442	(9.22)	191
建設業	743	(4.42)	913	(5.83)	170
不動産業	319	(1.90)	431	(2.75)	112
電気・ガス・熱供給・水道業	73	(0.43)	102	(0.65)	29
運輸・通信業	455	(2.71)	519	(3.32)	64
卸売・小売業・飲食業	333	(1.98)	383	(2.45)	50
金融・保険業	1,612	(9.60)	212	(1.35)	△ 1,400
サービス業	2,896	(17.24)	3,173	(20.28)	277
地方公共団体	484	(2.88)	769	(4.91)	285
その他	7,488	(44.59)	6,314	(40.35)	△ 1,174
合 計	16,794	(100.00)	15,647	(100.00)	△ 1,147

注：() 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(ア) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
農業	1,135	1,119	△ 16
穀作	11	290	279
野菜・園芸	25	182	157
果樹・樹園農業	14	54	40
工芸作物	0	0	0
養豚・肉牛・酪農	57	93	36
養鶏・養卵	26	41	15
その他農業	1,002	459	△ 543
農業関連団体等	0	0	0
合 計	1,135	1,119	△ 16

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。なお、上記⑥の貸出金の業種残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者が含まれます。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）の子会社等が含まれています。

(イ) 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
プロパー資金	717	734	17
農業制度資金	418	385	△ 33
農業近代化資金	242	231	△ 11
その他制度資金	176	154	△ 22
合 計	1,135	1,119	△ 16

- (注) 1. プロパー資金とは、信連原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで信連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	140	120	△ 20
その他	0	0	0
合 計	140	120	△ 20

- (注) 1. 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況 (単位：百万円)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準じる債権	令和4年度	99	28	21	50	99
	令和5年度	150	35	66	49	150
危険債権	令和4年度	76	24	52	0	76
	令和5年度	53	12	41	0	53
要管理債権	令和4年度	0	0	0	0	0
	令和5年度	0	0	0	0	0
	三月以上	令和4年度	0	0	0	0
	延滞債権	令和5年度	0	0	0	0
	貸出条件	令和4年度	0	0	0	0
	緩和債権	令和5年度	0	0	0	0
小 計	令和4年度	175	52	73	50	175
	令和5年度	203	47	107	49	203
正常債権	令和4年度	16,634				
	令和5年度	15,459				
合 計	令和4年度	16,809				
	令和5年度	15,662				

- 注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和 4 年度					令和 5 年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	6	6		6	6	6	6		6	6
個別貸倒引当金	109	80		109	80	80	70		80	70
合 計	115	86	0	115	86	86	76	0	86	76

⑪ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令 4 年度	令和 5 年度
貸 出 金 償 却 額	0	0

注) 上記の貸出金償却額は売却損を含んでいます。

◆為替

① 内国為替取扱実績

(単位：件・百万円)

種 類		令和 4 年度		令和 5 年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送 金 ・ 振 込 為 替	件 数	26,826	174,411	27,854	174,453
	金 額	30,426	43,046	27,043	41,422
代 金 取 立 為 替	件 数	10	0	1	0
	金 額	22	0	10	0
雑 為 替	件 数	898	483	961	515
	金 額	93	42	92	36
計	件 数	27,734	174,894	28,816	174,968
	金 額	30,541	43,088	27,145	41,458

◆有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
国債	775	1,216	441
地方債	100	460	360
社債	0	0	0
株式	0	0	0
外国債券	0	0	0
その他の債券	0	0	0
合 計	875	1,676	801

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めないもの	合計
令和4年度								
国債	0	0	0	0	0	1000	0	1,000
地方債	0	0	0	0	0	100	0	100
その他の債券	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	1,100	0	1,100
令和5年度								
国債	0	0	0	0	0	1,500	0	1,500
地方債	0	0	0	0	0	600	0	600
その他の債券	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	2,100	0	2,100

◆有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報

〔満期保有目的の債権〕

(単位：百万円)

種 類		令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	99	106	7	99	104	5
	地方債	0	0	0	0	0	0
合 計		99	106	7	99	104	5

〔その他の有価証券〕

(単位：百万円)

種 類		令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国債	417	397	20	510	497	13
	地方債	0	0	0	0	0	0
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	国債	470	491	△ 21	822	885	△ 63
	地方債	91	100	△ 9	556	599	△ 43
合 計		978	988	△ 10	1,888	1,981	△ 93

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引等

(金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

2. 共済事業

① 長期共済保有契約高

(単位：件、百万円)

種 類		令和 4 年度		令和 5 年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	10,481	98,427	10,243	91,487
	定期生命共済	97	1,601	127	1,728
	養老生命共済	4,809	19,659	4,478	17,320
	うちこども共済	3,572	9,901	3,412	8,829
	医療共済	8,156	1,572	8,080	1,308
	がん共済	1,658	297	1,646	285
	定期医療共済	810	1,450	768	1,360
	介護共済	193	238	182	227
	認知症共済	36		44	
	生活障害共済	67		57	
	特定重度疾病共済	534		487	
	年金共済	5,743	15	5,553	15
建物更生共済		14,596	174,566	14,187	169,846
合 計		47,180	297,825	45,852	283,576

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

② 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和 4 年度		令和 5 年度	
		件数	金額	件数	金額
医療共済		8,156	35	8,080	30
がん共済		1,658	12	1,646	12
定期医療共済		810	4	768	4
合 計		10,624	51	10,494	46

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。
 なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

③ 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和 4 年度		令和 5 年度	
		件数	金額	件数	金額
介護共済		193	704	182	603
認知症共済		36	171	44	181
生活障害共済（一時金型）		33	211	23	86
生活障害共済（定期年金型）		34	37	34	36
特定重度疾病共済		534	1,720	487	1,278

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

④ 年金共済の年金新契約高・保有契約高

(単位：件、百万円)

種 類	令和 4 年度		令和 5 年度	
	件数	金額	件数	金額
年 金 開 始 前	3,869	2,221	3,676	2,082
年 金 開 始 後	1,874	762	1,877	759
合 計	5,743	2,983	5,553	2,841

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

⑤ 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種 類	令和 4 年度			令和 5 年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火 災 共 済	1,078	12,662	11	1,063	12,973	12
自 動 車 共 済	11,996		486	12,013		491
傷 害 共 済	9,772	34,881	24	12,229	44,499	23
賠 償 責 任 共 済	285		1	255		1
自 賠 責 共 済	4,902		90	5,004		83
合 計	28,033		612	30,564		610

注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活関連事業

(1) 購買事業取扱実績

① 委託購買品

(単位：百万円)

種 類		令和 4 年度		令和 5 年度	
		供給高	手数料	供給高	手数料
生産資材	飼料	25	1	21	1
	自動車	2	0	2	0
	燃料	14	1	12	1
	計	41	2	35	2
生活物資	耐久消費財	15	1	10	0
	日用保健雑貨	32	4	26	4
	計	47	5	36	4
合 計		88	7	71	6

② 買取購買品

(単位：百万円)

種 類		令和 4 年度		令和 5 年度	
		供給高	手数料	供給高	手数料
生産資材	肥料	308	45	345	51
	農薬	284	48	284	50
	飼料	40	2	45	0
	農業機械	213	27	180	24
	自動車	0	0	0	0
	燃料	684	94	647	83
	その他	242	46	238	45
	計	1,771	262	1,739	253
生活物資	食料品	184	31	132	22
	耐久消費財	5	1	5	1
	日用保健雑貨	18	2	20	2
	家庭燃料	175	80	168	76
	その他	1	0	0	0
	計	383	114	325	101
合 計		2,154	376	2,064	354

(2) 販売事業取扱実績

① 受託販売品

(単位:百万円)

種 類	令和 4 年度		令和 5 年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	1,097	36	1,226	41
麦	138	3	49	3
豆・雑穀	55	1	69	0
野菜	552	11	481	10
果実	264	5	282	6
花卉	115	2	97	2
畜産物	331	2	326	2
計	2,552	60	2,530	64

(3) その他事業取扱実績

① 直売所事業取扱高

(単位:百万円)

項 目		令和 4 年度	令和 5 年度
収 入	買取品販売高	134	193
	販売手数料	63	84
	雑収入	0	20
	計	197	297
支 出	買取品受入高	107	151
	労務費	31	44
	販売費	10	22
	計	148	217
差 引		49	80

② 保管事業取扱実績

(単位:百万円)

項 目		令和 4 年度	令和 5 年度
収 益	保管料	17	17
	荷役料	0	0
	その他	0	0
	計	17	17
費 用	保管材料費	0	0
	保管労務費	1	1
	その他	3	2
	計	4	3
差 引		13	14

③ 加工事業取扱実績

(単位:百万円)

項 目		令和 4 年度	令和 5 年度
収 入	加工品販売高	66	39
	加工雑収入	5	4
	計	71	43
支 出	加工品受入高	62	35
	加工原材料費	2	1
	加工雑費	0	0
	計	64	36
差 引		7	7

④ 育苗事業取扱高

(単位:百万円)

項 目		令和 4 年度	令和 5 年度
収 入	育苗センター利用料	83	80
	育苗センター収入	3	0
	野菜育苗収益	6	3
	計	92	83
支 出	種苗費	10	10
	材料費	34	33
	労務費	9	9
	雑費	8	7
	計	61	59
差 引		31	24

⑤ 利用事業取扱高

(単位:百万円)

項 目		令和4年度	令和5年度
収 入	温湯消毒収益	1	1
	リース収益	17	28
	マイクロバス利用料	3	3
	計	21	32
支 出	温湯消毒費用	0	0
	リース費用	16	26
	マイクロバス利用費用	1	1
	計	17	27
差 引		4	5

⑥ カントリー・ライスセンター事業取扱高 (単位:百万円)

項 目		令和4年度	令和5年度
収 入	嘉穂カントリー収益	87	90
	飯塚カントリー収益	64	67
	桂川ライスセンター収益	14	14
	計	165	171
支 出	嘉穂カントリー費用	33	34
	飯塚カントリー費用	27	28
	桂川ライスセンター費用	7	9
	計	67	71
差 引		98	100

⑦ 大豆センター事業取扱高

(単位:百万円)

項 目		令和4年度	令和5年度
収 入	施設利用料	3	4
	雑収入	0	1
	計	3	5
支 出	労務費	0	0
	電力費	2	1
	資材費	0	0
	雑費	0	1
	計	2	2
差 引		1	3

⑧ 葬祭事業事業取扱高

(単位:百万円)

項 目		令和4年度	令和5年度
収 入	葬祭売上高	270	261
	その他売上高	8	10
	計	278	271
費 用	葬祭仕入高	155	148
	その他費用	6	7
	計	161	155
差 引		117	116

⑨ その他生活事業取扱高

(単位:百万円)

項 目		令和4年度	令和5年度
収 入	学生管理事業収益	4	4
	宅地等供給事業収益	4	17
	計	8	21
支 出	学生管理事業費用	1	1
	宅地等供給事業費用	1	2
	計	2	3
差 引		6	18

Ⅸ.直近２事業年度における事業の状況を示す指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	令和４年度	令和５年度	増 減
総資産経常利益率	0.159	0.110	△ 0.049
資本経常利益率	3.013	2.180	△ 0.833
総資産当期純利益率	0.099	△ 0.180	△ 0.279
資本金当期純利益率	1.881	△ 3.556	△ 5.437

- 注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本金当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
貯 貸 率	期末	13.59	12.82	△ 0.77
	期中平均	13.54	13.33	△ 0.21
貯 証 率	期末	0.57	1.63	1.06
	期中平均	0.71	1.34	0.63

- 注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3. 担当職員一人当たり取扱高

(単位：百万円)

項 目		令和 4 年度	令和 5 年度
信用事業	貯金残高	2,285	2,366
	貸出金残高	1,174	1,094
共済事業	長期共済保有高	8,227	8,342
経済事業	購買品供給高	38	36
	販売品販売高	74	85

4. 一店舗当たり取扱高

(単位：百万円)

項 目	令和４年度	令和５年度
貯金残高	12,363	12,208
貸出金残高	1,679	1,565
長期共済保有高	29,783	29,783

